

平成27年度～平成31年度

姫路市教育振興基本計画

ふるさと姫路の未来をひらく人づくり

～ 学び、つながり、高め合う教育を目指して～



姫路市教育委員会

はじめに

「人材は国家の大宝」。これは、江戸時代、姫路に仁寿山齋じんじゅさんさいを開校し、人材育成に取り組んだ河合寸翁かわいすんのうの言葉です。現在を生きる私たちは、先人の言葉に深く思いを馳せ、次代を担う子供たちの心豊かな人づくりを通して、明るい未来を創り上げていくことが求められています。

このたびの姫路市教育振興基本計画では、基本理念を「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」としました。これは、過去に学び、今を真摯しんしに生き、未来に責任を持つ人間を育てていく強い決意を表しています。

本計画は、本市教育委員会が所管する学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とした、教育行政の重要な柱となる計画です。これまで実施してきた魅力ある教育を推進することを基本に、時代の潮流や本市の課題などを踏まえ、今後5年間で実施する施策や事業を示しています。

学校教育分野では、『魅力ある姫路の教育創造プログラム』の理念を踏まえながら、「子供」「教職員」「学校園」「家庭・地域社会」の四つの視点からプログラムや事業を整理しました。引き続き、本市の推進する小中一貫教育をはじめとする異校種間連携を一層充実させるとともに、喫緊の課題となっている国語力の育成や体力・運動能力の向上を目指した取組を進めてまいります。また、現代的な課題に対応する教育として、キャリア教育や国際理解教育、防災教育、消費者教育などを推進してまいります。さらに、子供の学びを支えるために、中学校給食の全員実施や学校図書館の機能強化、大規模改修事業など教育環境整備にも努めてまいります。

社会教育分野では、生涯学習社会の実現に向け、コミュニティの核となる公民館活動の充実に努めるとともに、美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館、水族館、姫路科学館、図書館など社会教育施設の特性を生かした活動を推進してまいります。また、世界文化遺産姫路城をはじめとする地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用に取り組んでまいります。

教育委員会としましては、一人一人の市民が自己実現と社会貢献に向けて、主体的に学び、他者や社会などつながり、自立と協働の精神によってお互いに高め合うことを目指しながら、それぞれの施策や事業に取り組んでまいります。

末尾に、本計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました姫路市教育振興基本計画審議会委員の皆様をはじめ、パブリック・コメント等で御意見をお寄せいただきました市民の皆様、本計画の策定に御協力をいただきました関係者の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成27年3月

姫路市教育長 中 杉 隆 夫

目次

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 対象範囲	3

第2章 教育をめぐる現状と課題

1 時代の潮流と教育	4
2 姫路の教育の成果と課題	5

第3章 姫路の教育の目指す姿

1 基本理念	20
2 目指す人間像	21
3 基本目標	22

第4章 基本的な計画

1 政策体系図	24
2 三つの基本的政策と六つの政策	25

第5章 今後5年間の具体的取組

1 計画体系図	28
2 今後5年間の具体的取組	30

第6章 計画の推進

1 計画の推進	60
2 計画の点検及び評価	60

用語説明

策定関連資料

姫路市教育振興基本計画

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

教育基本法により、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画を、平成25年に第2期教育振興基本計画を策定している。地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められている。

本市では、平成20年12月に「魅力ある姫路の教育創造プログラム」（以下、「教育創造プログラム」という。）を策定し、「はぐくもう子どもの夢、高めあおう姫路の教育」を基調に、計画的に学校教育の充実に取り組んできたところである。

近年、グローバル化や情報化の急速な進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が急激に変化する中、子供を取り巻く教育環境も大きく変化し、それに伴う教育課題も山積している。

そこで、「教育創造プログラム」の6年目の検証・見直しの時期に合わせ、国や兵庫県の計画などを踏まえ、本市行政の指針である「姫路市総合計画ふるさと・ひめじプラン2020」（以下、「姫路市総合計画」という。）との整合も図りながら、生涯学習社会の実現に向けて、学校教育分野のみならず社会教育分野も含めた、本市の教育振興のための施策に関する基本計画となる「姫路市教育振興基本計画」を策定する。

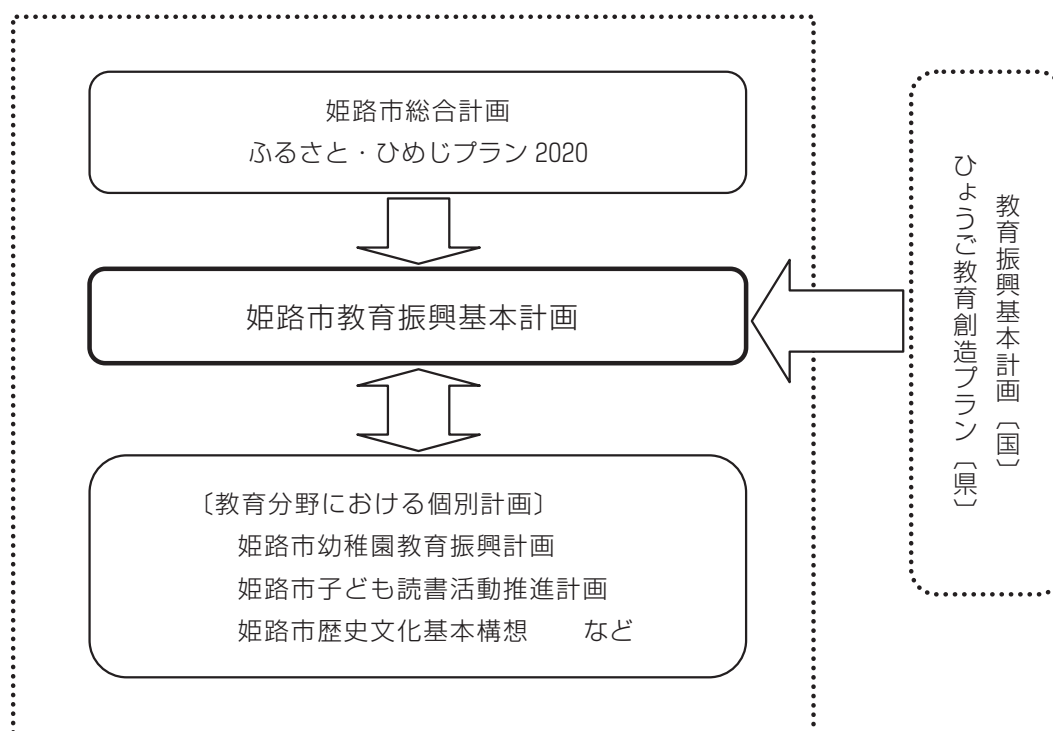
◆ 教育基本法（平成18年法律第120号）
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とする。
- 「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付けるとともに、学校教育分野と社会教育分野に関する教育行政の中心的な計画とする。
- 学校教育分野においては、「教育創造プログラム」の考え方を生かした計画とする。



3 計画期間

- 平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間の計画とする。

4 対象範囲

- 本市教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。
（市長部局所管の文化振興及びスポーツ振興は除く）
- 本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、姫路市総合計画及び他の分野別計画などにに基づき、関係部局と連携しながら推進する。

第2章 教育をめぐる現状と課題

1 時代の潮流と教育

現在、国際化社会や情報化社会への移行、科学技術の急速な進歩により、世界全体が急激に変化している。また、少子高齢化の進展や雇用環境の変容、地球規模の課題への対応など先行きが依然として不透明な状況にある。一方、教育現場においても、インターネットや携帯電話等の急速な普及や深刻化するいじめ・不登校問題、子供たちの規範意識の低下、親の価値観の多様化など、学校を取り巻く環境が大きく変化している。

しかし、こうした変化の激しい社会においても、我々は、心に希望の灯を忘れず、一步一步前に向かって取り組んできた。とりわけ、発災から20年を経過した阪神・淡路大震災や4年前の東日本大震災など様々な危機から多くの教訓を見いだしてきた。そこから、かけがえのない命や人の絆の大切さなどを改めて認識したところである。これからは、一人一人の個人が他者と協働しながら、社会を生き抜く力を身に付け、未来への飛躍を実現する人材の養成が急務といえる。

さて、国においては、直面する危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するために、知識を基盤とした「自立」、「協働」及び「創造」の三つの理念を掲げ、平成25年6月に、第2期教育振興基本計画が策定された。現在、中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提言などを踏まえて、教育再生をキーワードとした教育改革が急ピッチで進められている。加えて、平成26年3月には、文化芸術立国中期プランが策定され、文化の力で「人をつくる」「地域を元気にする」「世界文化交流のハブとなる」ことを目指している。

一方、兵庫県では、第1期ひょうご教育創造プランの成果と課題を踏まえ、「兵庫が育む ところ豊かで自立した人づくり」を理念とした第2期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）が平成26年3月に策定された。

こうした国や県の教育動向を踏まえながら、本市においても、教育創造プログラムを策定し、それに基づいて計画的に学校教育の充実に取り組んできたところである。

教育基本法には、教育の目的について「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記されている。つまり、教育には、個としての人格の完成と社会の形成者の育成を目指す二つの大事な目的がある。

自己実現と社会貢献を図るために、だれもが、いつでもどこでも生涯にわたって学習することができ、学習成果を生かすことのできる生涯学習社会を構築する必要がある。教育の充実に向けて、一人一人の個人が置かれている状況を的確に把握し、全ての関係者が心をつなげて、個人の成長と発達を支え促していくよう具体的できめ細かな取組を展開していかなければならない。

2 姫路の教育の成果と課題

(1) 姫路市の現状

人口の推移

姫路市総合計画では、姫路市の人口は、平成17年をピークに減少に転じ、平成32年には50.4万人になると見込まれ、本格的な人口減少社会の到来を予想している。平成25年までの実際の人口の推移と姫路市総合計画推計値とを比較すると、様々な施策の取組などにより本市の人口減少はゆるやかな傾向といえる。

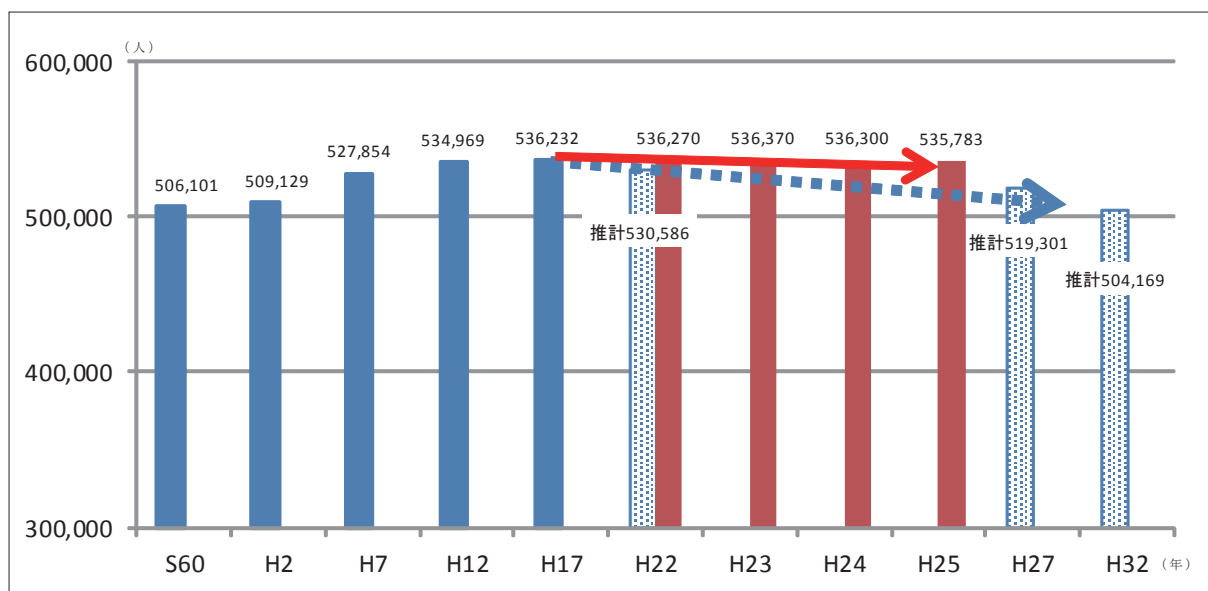
◆ 「姫路市統計情報による人口推移（平成25年10月現在）」

区分	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
人口	536,232	536,067	536,256	536,502	536,447	536,270	536,370	536,300	535,783
伸び率	—	△0.0%	0.0%	0.0%	△0.0%	△0.0%	0.0%	△0.0%	△0.1%

※平成17年、平成22年は、総務省「国勢調査報告」

※国勢調査以外の年は、各年10月1日現在の推計人口

◆ 「姫路市総合計画における推計値と実際の人口推移との比較」



※点塗りの棒グラフは、姫路市総合計画における推計値

※点線の矢印は推計値の傾向、実線の矢印は実際の人口の推移の傾向

市立幼稚園

市立幼稚園は、平成19年9月策定の「姫路市幼稚園教育振興計画実施計画」に基づき、69園から46園に再編し、平成26年度は1園休園の45園となっている。その全ての園で2年保育を導入している。園児数は、2年保育の導入により平成23年度にかけて上昇したが、その後、減少に転じている。

◆「姫路市における園児数等の推移」（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
園 数	64 休園5	56 休園5	53 休園5	46	46	46	46	45 休園1
学級数合計	114	113	120	131	135	132	129	123
5歳児クラス	87	82	76	70	71	68	66	63
4歳児クラス	27	31	44	61	64	64	63	60
園児数合計	2,733	2,704	2,755	3,056	3,174	3,146	3,076	2,898
5歳児在園者数	2,015	1,895	1,755	1,643	1,653	1,653	1,612	1,557
4歳児在園者数	718	809	1,000	1,413	1,521	1,493	1,464	1,341

※各年度の園数、学級数、園児数は、5月1日現在の数

市立小・中学校

市立小学校の児童数は、年々減少しているが、市立中学校の生徒数は、ほぼ横ばいの状態である。

◆「姫路市における児童生徒数等の推移」（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

区 分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
小 学 校	学校数	70	69	69	69	69	
	学級数	1,125〔125〕	1,104〔127〕	1,090〔126〕	1,068〔142〕	1,052〔142〕	1,037〔142〕
	対前年増減数 児童数	△326 34,254	△691 33,563	△824 32,739	△668 32,071	△680 31,391	△548 30,843
中 学 校	学校数	35	35	35	35	35	
	学級数	457〔41〕	463〔45〕	467〔57〕	463〔60〕	453〔61〕	442〔64〕
	対前年増減数 生徒数	214 16,108	126 16,234	234 16,468	△16 16,452	△181 16,271	△303 15,968

※各年度の学校数、学級数、児童生徒数は、5月1日現在の数

※学級数の〔 〕内数字は特別支援学級数で外数

市立高等学校

市立高等学校は、学級数の減に伴い、在籍生徒数が減少している。高齢化・国際化・情報化社会到来を見据え、魅力ある市立高等学校づくりの一環として、平成15年度に琴丘高等学校の英語科を国際文化科に改編し、姫路高等学校にサイエンスキャリアコース、飾磨高等学校に健康福祉コースを開設した。また、姫路高等学校のサイエンスキャリアコースは、平成27年度入学生より問題解決型学習を主軸とする探究科学コースに改編する。

平成27年度入学者選抜から、市立高校の通学区域は従来の姫路・福崎学区と西播学区を統合した第4学区となり、選抜方式は全日制普通科（単位制を含む）と総合学科22高校による複数志願選抜で行う。

◆「姫路市における市立高等学校の生徒数等の推移」（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

区 分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
学校数	3	3	3	3	3	3
学級数	63	63	62	61	60	60
対前年増減数 生徒数	△29 2,490	17 2,507	△45 2,462	△68 2,394	△44 2,350	7 2,357

※各年度の学校数、学級数、生徒数は、5月1日現在の数

市立特別支援学校・特別支援学級

市立書写養護学校に在籍する児童生徒数は、増加の傾向にあり、それに伴い学級数も増加している。

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、大幅に増加しており、それに伴い学級数も増加している。障害の種別としては、知的障害、自閉症・情緒障害の児童生徒が増加している。

◆「姫路市立書写養護学校における児童生徒数の推移」（姫路市教育委員会「姫路市の教育」）

区 分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
学級数合計	26	30	31	31	32	31
小学部	12	13	11	13	17	17
中学部	8	8	8	8	5	4
高等部	6	9	12	10	10	10
児童生徒数合計	70	79	82	79	83	84
小学部	33	35	30	34	48	48
中学部	24	23	23	20	12	11
高等部	13	21	29	25	23	25

※各年度の学級数、児童生徒数は、5月1日現在の数

◆「姫路市における特別支援学級在籍児童生徒数等の推移」(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)

■特別支援学級在籍児童数(小学校)

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
学級数	125	127	126	142	142	142
知的	159	165	168	159	178	194
肢体	33	36	36	33	34	24
病弱	1	1	0	0	0	1
弱視	1	1	0	1	2	2
難聴	6	7	8	7	6	5
言語	0	0	0	0	0	0
自・情	132	139	143	157	179	185
合計	332	349	355	357	399	411

■特別支援学級在籍生徒数(中学校)

年度 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26
学級数	41	45	57	60	61	64
知的	75	67	91	97	90	89
肢体	6	6	12	9	8	10
病弱	1	1	1	1	0	0
弱視	0	0	1	1	0	0
難聴	0	1	1	2	2	4
言語	0	0	0	0	0	0
自・情	19	21	28	42	51	64
合計	101	96	134	152	151	167

※各年度の学級数、児童生徒数は、5月1日現在の数

※知的…知的障害、肢体…肢体不自由、言語…言語障害、自・情…自閉症・情緒障害を指す

教科に関する調査(全国学力・学習状況調査)

本市における平成25年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査結果を国と比較すると、小学校6年生の全ての項目及び中学校3年生の国語Aで「同程度」、中学校3年生の数学A・Bで「やや上回る」、国語Bで「やや下回る」という結果であった。中学校3年生の国語Bは連続で「やや下回る」結果になっている。また、質問紙調査による意識調査では、全国の傾向と同じく、国語、算数・数学の学習は大切だと思うが、それぞれの教科を好きと答える児童生徒の割合は低い状況である。

◆「全国や兵庫県の状況と比較した姫路市の教科に関する調査結果の状況」

(文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」)

区分	比較対象	国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B
小学校 6年生	県との比較	同程度	同程度	同程度	同程度
	国との比較	同程度	同程度	同程度	同程度
中学校 3年生	県との比較	同程度	やや下回る	同程度	同程度
	国との比較	同程度	やや下回る	やや上回る	やや上回る

(注) 平均正答率との差が、±0.0~1.0の場合は「同程度」、±1.1~3.0の場合は「やや上回る(下回る)」、±3.1~の場合は「上回る(下回る)」とする。

「知識に関する問題(A)」: 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など

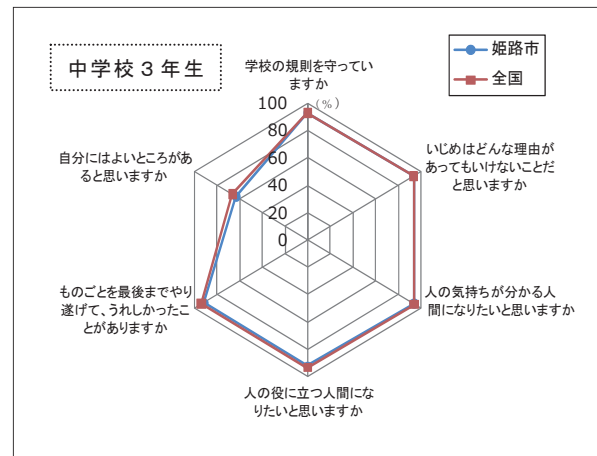
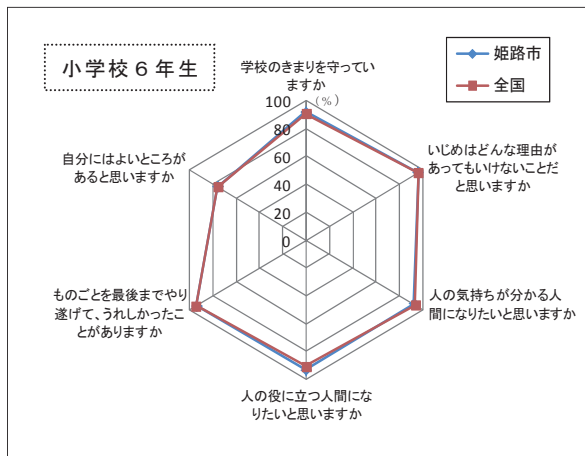
「活用に関する問題(B)」: 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

道徳性に関する調査（全国学力・学習状況調査）

全国学力・学習状況調査における質問紙調査の道徳性に関する項目において、平成20年度と平成25年度の調査を比較すると、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、全ての項目において増加しているものの、自尊感情に関する項目は、全国の結果と同様、肯定的な回答をした児童生徒の割合が低い。

◆ 「姫路市と全国との道徳性に関する意識の比較」

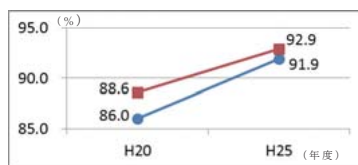
（文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査」）



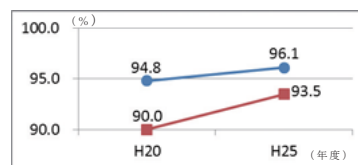
◆ 「姫路市における児童生徒の意識の変化（平成20年度調査との比較）」

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

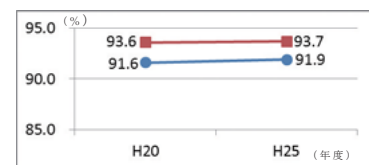
①学校のきまりを守っていますか



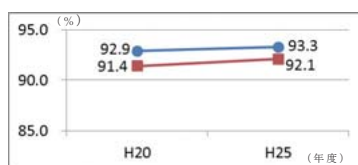
②いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか



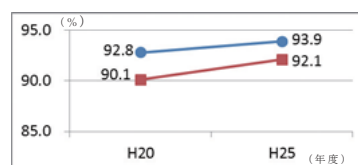
③人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか



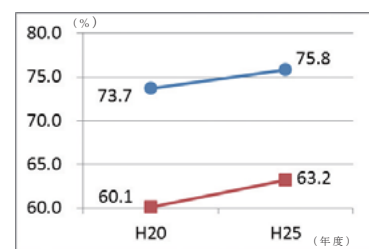
④人の役に立つ人間になりたいと思いますか



⑤ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか



⑥自分にはよいところがあると思いますか



全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙より項目を抜粋

● 小学校 6 年生
■ 中学校 3 年生

問題行動・いじめ・不登校

市立中学校における問題行動件数及び不登校生徒数は、年々減少の傾向である。いじめ認知件数については、市立小・中学校ともに、全国的にいじめ問題が課題となった平成24年度に大幅に増加している。

◆ 「姫路市と全国及び兵庫県とのいじめ認知件数・不登校者数の比較（平成24年度件数）」
 （文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

いじめ認知件数	姫路市 (件)	1,000人 当たり (件)	前年比	兵庫県 (件)	1,000人 当たり (件)	前年比	全国 (件)	1,000人 当たり (件)	前年比
小学校	104	3.2	2.60	1,800	5.9	4.81	116,258	17.5	3.55
中学校	52	3.2	2.89	1,144	7.7	2.38	60,931	18.6	2.06

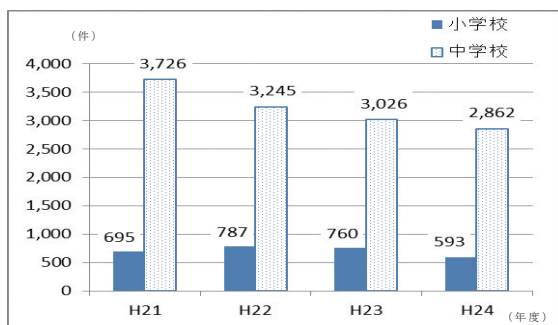
※いじめ認知件数は、公立学校の数値（国立、私立を除く）

不登校者数	姫路市 (人)	全児童生徒数 に占める割合 (%)	前年比	兵庫県 (人)	全児童生徒数 に占める割合 (%)	前年比	全国 (人)	全児童生徒数 に占める割合 (%)	前年比
小学校	80	0.25	0.93	777	0.25	0.98	21,243	0.31	0.94
中学校	303	1.84	0.90	4,150	2.55	0.98	91,446	2.56	0.96

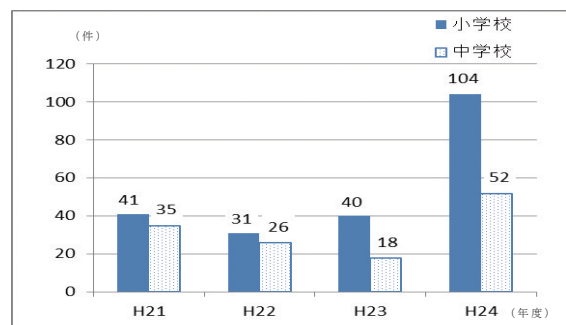
※不登校児童生徒数は、姫路市は公立学校の数値、兵庫県と全国は国・公・私立の数値

◆ 「姫路市における問題行動件数・いじめ認知件数・不登校者数の推移」
 （文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

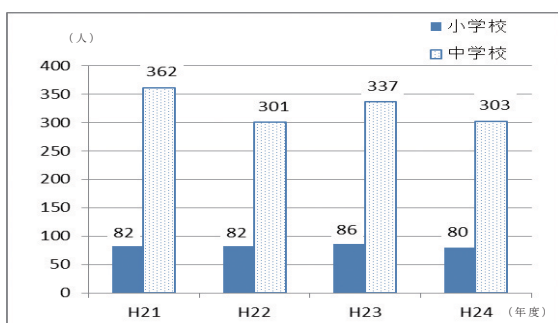
①問題行動件数の推移



②いじめ認知件数の推移



③不登校児童生徒数の推移



問題行動件数…刑法犯行為（暴力・窃盗・万引き等）、ぐ犯・不良行為（家出・飲酒・喫煙等）、無免許運転の合計（ただし、いじめは除く）

いじめの定義…当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じている者

不登校の定義…年間に連続又は断続して30日以上欠席した者で、なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）

新体力テスト

新体力テストの平均値を全国と比較すると、ほとんどの項目でやや下回る傾向である。また、平成20年度調査と平成25年度調査を比較すると、多くの項目で数値が下がる傾向である。

◆「姫路市と全国及び兵庫県との新体力テスト平均値の比較」

(文部科学省「平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

小5男子 (H25)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
姫路市	15.45	19.24	29.70	40.46	52.79	9.43	149.62	23.86
兵庫県(比較)	16.17 ▼	19.02 ○	32.03 ▼	39.88 ○	51.13 ○	9.33 ▼	151.56 ▼	23.90 ▼
全 国(比較)	16.64 ▼	19.54 ▼	32.73 ▼	41.42 ▼	51.40 ○	9.38 ▼	152.09 ▼	23.18 ○

小5女子 (H25)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
姫路市	15.01	18.37	33.60	38.36	42.34	9.65	141.14	12.81
兵庫県(比較)	15.68 ▼	17.35 ○	36.04 ▼	37.17 ○	38.40 ○	9.64 ▼	142.75 ▼	13.64 ▼
全 国(比較)	16.14 ▼	18.06 ○	36.89 ▼	39.07 ▼	39.67 ○	9.64 ▼	144.59 ▼	13.92 ▼

中2男子 (H25)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)
姫路市	29.44	26.97	39.90	50.63	85.16	8.08	192.38	20.71
兵庫県(比較)	28.29 ○	26.95 ○	40.38 ▼	50.02 ○	85.83 ▼	8.03 ▼	191.95 ○	20.71 ○
全 国(比較)	29.21 ○	27.50 ▼	43.05 ▼	51.08 ▼	84.72 ○	8.04 ▼	193.72 ▼	20.96 ▼

中2女子 (H25)	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)
姫路市	23.54	22.11	43.83	44.80	56.64	8.97	164.67	12.26
兵庫県(比較)	23.36 ○	22.22 ▼	43.49 ○	44.81 ▼	57.47 ▼	8.87 ▼	165.97 ▼	12.65 ▼
全 国(比較)	23.74 ▼	22.96 ▼	45.15 ▼	45.27 ▼	57.00 ▼	8.88 ▼	166.10 ▼	12.90 ▼

※平均値と同じ又は上回っている場合は○、平均値を下回っている場合は▼で表示

◆「姫路市における新体力テスト平均値の変化」(姫路市教育委員会「姫路市学校保健関係年報」)

握力 (kg)				上体起こし (回)				長座体前屈 (cm)				反復横跳び (点)							
区分	年度	H20	H25	傾向	区分	年度	H20	H25	傾向	区分	年度	H20	H25	傾向	区分	年度	H20	H25	傾向
小5男子		15.73	15.45	↘	小5男子		18.90	19.24	↗	小5男子		31.35	29.70	↘	小5男子		39.75	40.46	↗
小5女子		15.23	15.01	↘	小5女子		17.94	18.37	↗	小5女子		35.39	33.60	↘	小5女子		37.47	38.36	↗
中2男子		30.10	29.44	↘	中2男子		26.50	26.97	↗	中2男子		41.00	39.90	↘	中2男子		50.50	50.63	↗
中2女子		24.00	23.54	↘	中2女子		22.00	22.11	↗	中2女子		44.40	43.83	↘	中2女子		44.40	44.80	↗

20mシャトルラン (回)				50m走 (秒)				立ち幅跳び (cm)				ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)(m)							
区分	年度	H20	H25	傾向	区分	年度	H20	H25	傾向	区分	年度	H20	H25	傾向	区分	年度	H20	H25	傾向
小5男子		50.51	52.79	↗	小5男子		9.39	9.43	↘	小5男子		154.63	149.62	↘	小5男子		26.70	23.86	↘
小5女子		39.82	42.34	↗	小5女子		9.69	9.65	↗	小5女子		144.84	141.14	↘	小5女子		13.98	12.81	↘
中2男子		83.10	85.16	↗	中2男子		8.02	8.08	↘	中2男子		196.50	192.38	↘	中2男子		21.60	20.71	↘
中2女子		54.90	56.64	↗	中2女子		8.93	8.97	↘	中2女子		166.80	164.67	↘	中2女子		13.10	12.26	↘

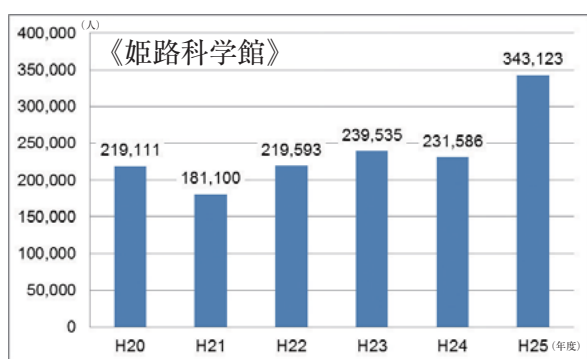
社会教育関連施設

社会教育関連施設の利用者数について、姫路科学館においては、プラネタリウムのリニューアルにより、平成25年度の入館者数が前年度比約11万人増の約34万人と大幅に増加している。その他の施設についても、特別展や講演会など、入館者数増に向けた取組を展開している。

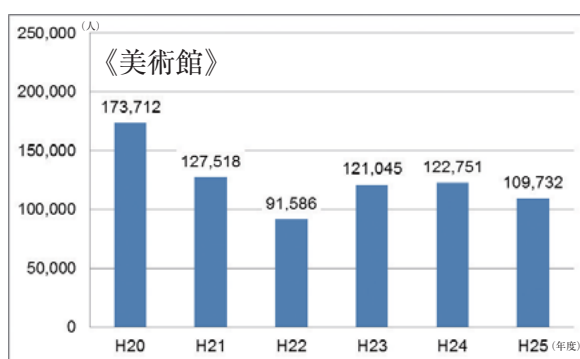
これからも、市民のニーズを踏まえた魅力ある企画展や参加型体験イベント等の開催に努めることが求められている。

◆「姫路市の社会教育関連施設の利用者数」

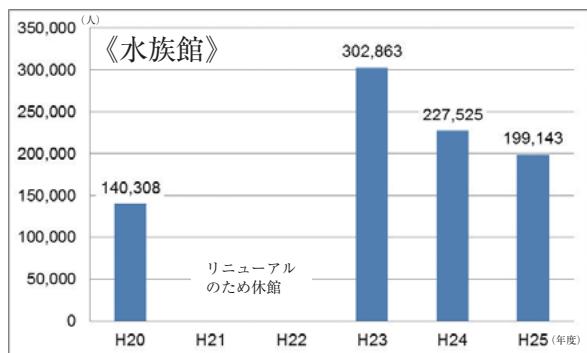
(姫路市「姫路市統計情報」、姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



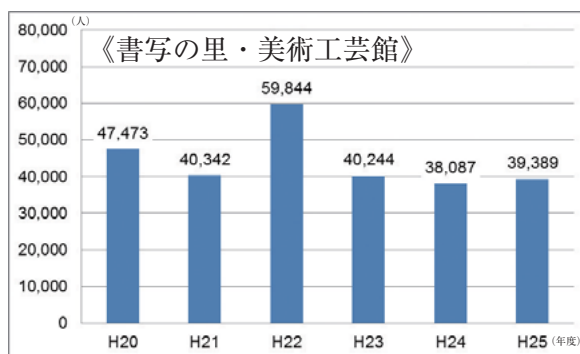
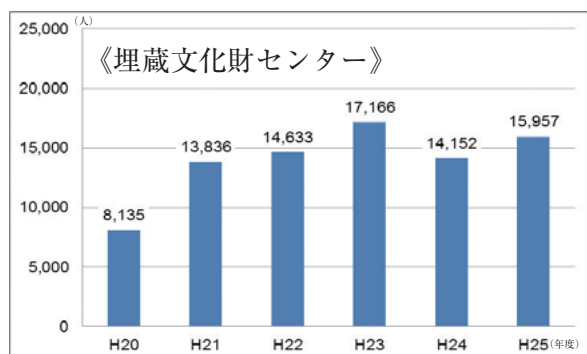
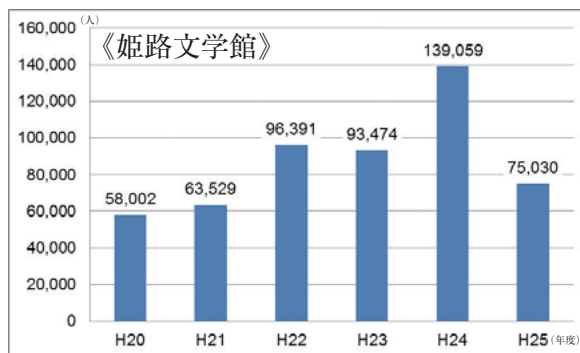
※ H21. 3. 1～H21. 7. 31 全館休館
 H24. 1. 17～H24. 2. 29 } プラネタリウム
 H24. 11. 13～H25. 3. 15 } のみ休館



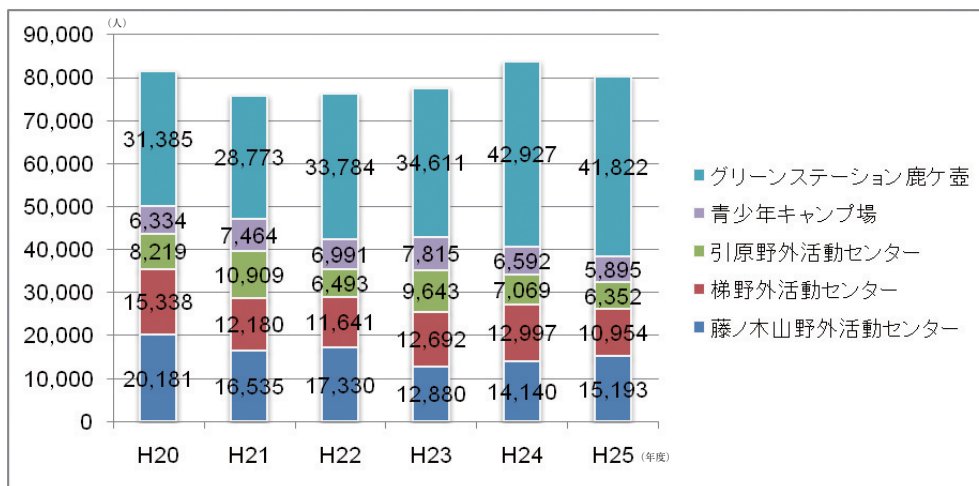
※ H23. 11. 14～H24. 4. 20 休館



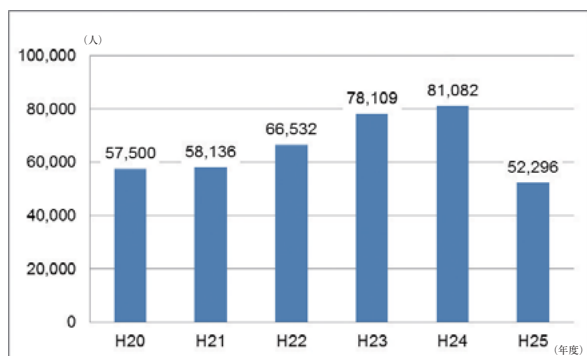
※ H20. 11. 4～H23. 7. 1 休館



◆ 「姫路市の野外活動センター等の利用者数」 教育委員会所管のみ
 (姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



◆ 「青少年センターの利用者数」
 (姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



※ H25. 10. 1 ~ H26. 1. 10 休館



水族館「播磨灘大水槽」

公民館・図書館・文化財等

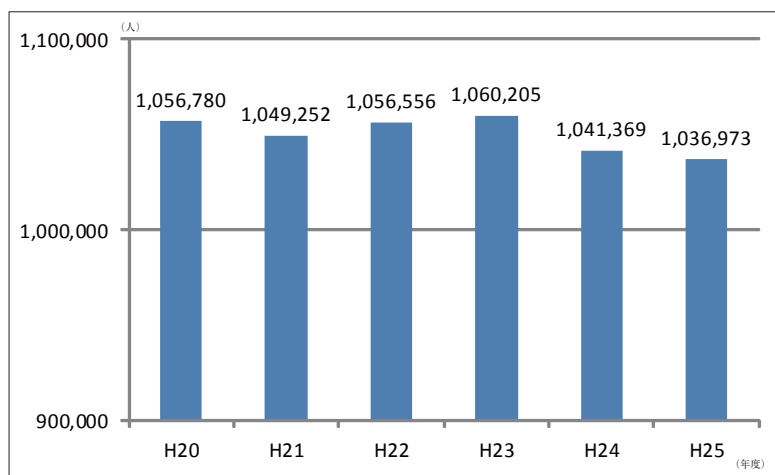
公民館については、市内に65館あり、コミュニティの核として活用されている。毎年、延べ100万人以上の利用があり、同程度で推移している。

図書館利用については、平成20年度と比較して平成25年度の貸出人員数は約4万人増加、貸出冊数は約18万冊増加している。

蔵書や館藏品等は、計画的な購入や収集により増加している。今後も、各施設において、必要な資料を収集し、整理するとともに、効果的な展示や研究等への活用が求められている。

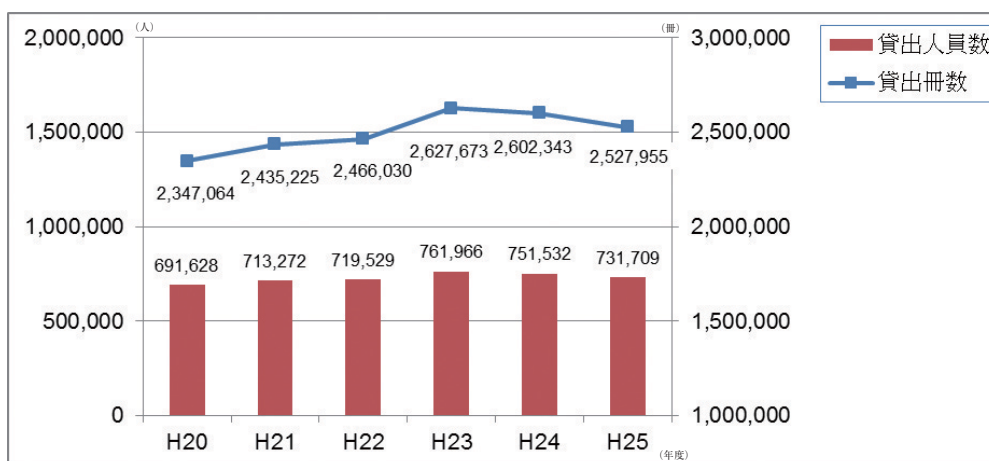
◆ 「姫路市立公民館の利用状況の推移」

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



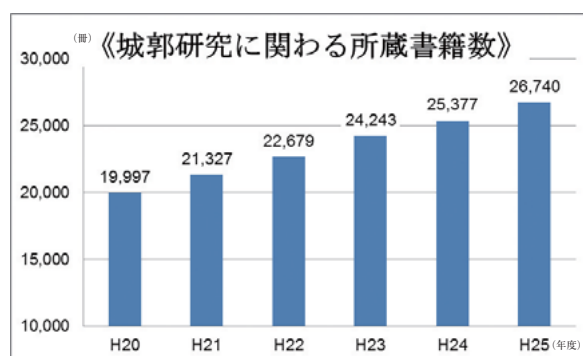
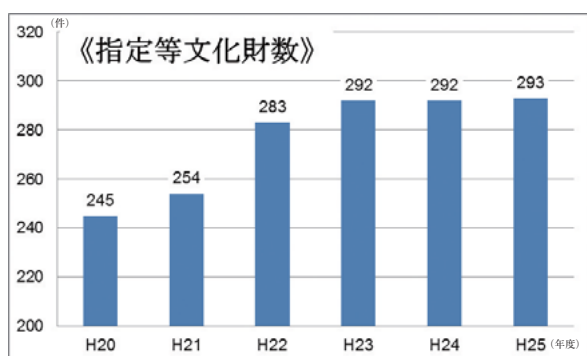
◆ 「姫路市立図書館における貸出人員数と貸出冊数」

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



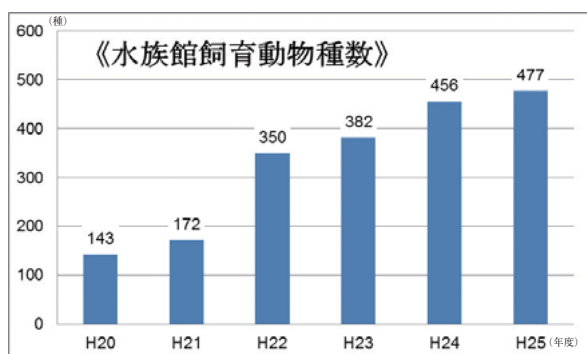
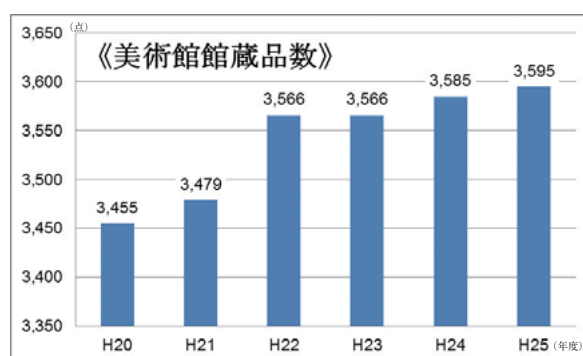
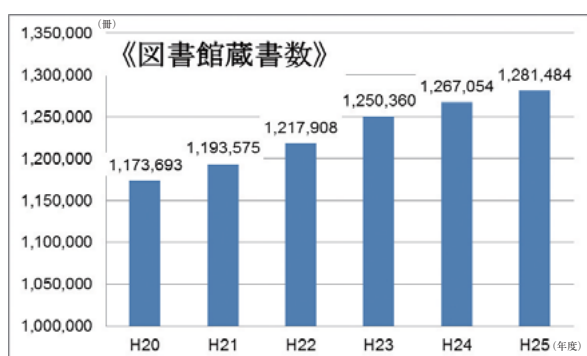
◆ 「姫路市における指定等文化財数及び城郭研究に関わる所蔵書籍数の推移」

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



◆ 「姫路市における蔵書数・館藏品数・飼育動物種数の推移」

(姫路市教育委員会「姫路市の教育」)



- 市史編集室では、今後発刊する市史に備えての史資料を収集・整理し、保管
- 姫路文学館では、郷土ゆかりの文学者の文学作品等を収集・整理し、保管
- 書写の里・美術工芸館では、郷土ゆかりの工芸品、郷土玩具等を収集・整理し、保管
- 埋蔵文化財センターでは、出土品等を収集・整理し、保管
- 姫路科学館では、鉱物、昆虫など展示標本等を収集・整理し、保管

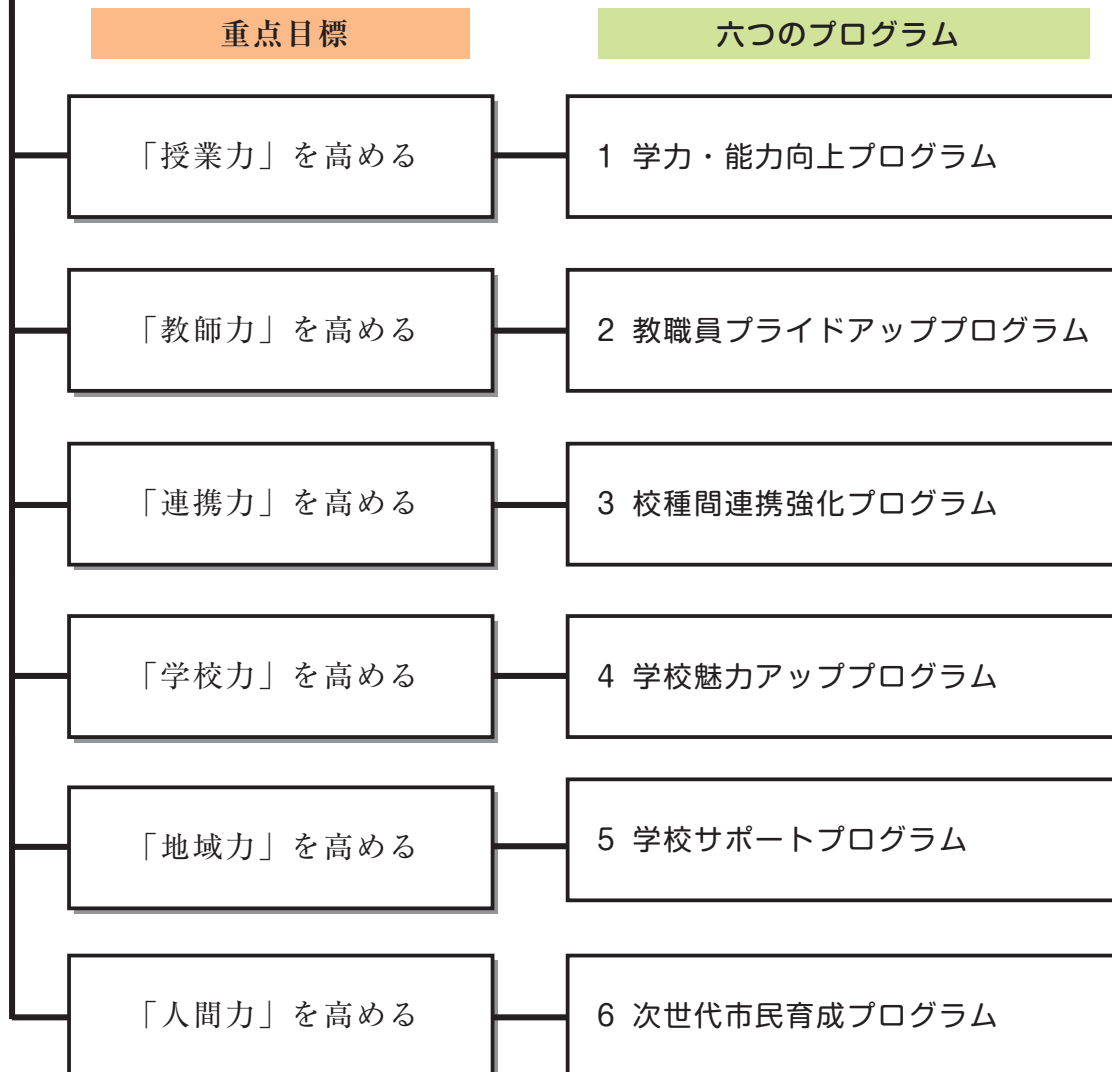
(2) 「魅力ある姫路の教育創造プログラム」の検証

◆ 「魅力ある姫路の教育創造プログラムの基本方針とプログラム」

(姫路市教育委員会「教育創造プログラム」)

三つの基本方針

- 1 教職員の資質向上のための支援システムを構築し、子供の学力や能力を伸長する取組を充実・強化する。
- 2 子供の発育・発達の連続性を重視した教育制度の見直しを図り、学校の魅力を引き出す取組を推進する。
- 3 地域社会が学校を支える仕組みを再構築し、教育責任を共有しながら、心身ともに健全な次代の担い手を育てる市民意識を醸成する。



学力・能力向上プログラム

学力・能力向上プログラムでは、「授業力向上プランの推進」や「総合教育センターでの教育支援」、「ジュニア姫路検定の充実」を主要事業構想として取り組んだ。

授業力向上プランの推進として、全ての小・中学校において、わかる授業推進計画書を作成し、具体的方策を実施している。また、平成24年度には、兵庫型教科担任制が100%の実施となった。外部からの講師派遣では、兵庫教育大学教員を含めたスペシャリスト派遣事業の状況が38校60回（平成22年度）から46校79回（平成25年度）へと向上している。

総合教育センターでの教育支援として、教育研修事業、育成支援事業を計画的に展開している。施設の利用者数は、26,802人（平成22年度）から28,212人（平成25年度）へと年々増加しており、講堂（クレアホール）の新設など姫路市の学校教育の拠点として活用が図られている。

ジュニア姫路検定は、検定数・参加者数が8検定・1,293人（平成22年度）から16検定・1,925人（平成25年度）へと増加し、内容も年々充実している。

本プログラムの事業については、今後も引き続き、大学などと連携しながら児童生徒の学力や能力に係る課題に対応した事業を推進することが求められている。

教職員プライドアッププログラム

教職員プライドアッププログラムでは、「市独自の研修体系の構築」や「指導力サポートシステムの構築」、「教職員の生きがい創出」を主要事業構想として取り組んだ。

市独自の研修体系の構築として、経験年次研修や専門研修などの教職員研修を計画的に実施している。研修講座は、研修内容を体系的に整理し、99講座（平成22年度）から97講座（平成25年度）に再編した。受講者数は5,223人（平成22年度）から6,353人（平成25年度）へと増加し、受講者の満足度も高いものがある。

指導力サポートシステムの構築として、若手へのヤングサポート研修などを実施した。教育情報交流展「姫路きょういくメッセ」では、平成25年度には市内全ての市立学校園がパネルによる展示を行い、出展応募数が73点（平成22年度）から220点（平成25年度）へと大幅に増加した。来場者数も、1,840人（平成22年度）から2,441人（平成25年度）へと増加している。また、価値ある教育実践に光をあてるクローズアップエデュケーションでは、延べ10人の実践紹介をすることができた。

教職員の生きがい創出として、教職員のメンタルヘルスや学校安全衛生協議会などを継続して実施しているところである。また、ノー残業デーの毎週設定率は、72%（平成22年度）から87%（平成25年度）へと向上している。

本プログラムの事業については、今後も総合教育センターを主体として、ニーズや時事の課題に対応した研修などの充実を図ることや、教職員の働きやすい環境整備を推進することが求められている。

校種間連携強化プログラム

校種間連携強化プログラムでは、「異校種間連携の強化」や「就学前教育の充実」、「小中一貫教育の展開」を主要事業構想として取り組んだ。

異校種間連携の強化として、保幼小連絡会は196回（平成22年度）から313回（平成25年度）へと大きく増加し、平成21年に作成した姫路市幼児教育共通カリキュラムを活用して連携に取り組んでいるところである。中高が連携して進路指導を行う事業や高校生が小学生を教える小高が連携した事業は、継続した取組を進めている。

就学前教育の充実として、姫路市幼稚園教育振興計画実施計画に基づき、幼稚園の規模の適正化を行うとともに、全園で4歳児保育を導入した。また、幼保一体化園を6園創設した。

小中一貫教育の展開として、平成23年度から市内全35中学校ブロックにおいて小中一貫教育を実施することができた。加えて、姫路市小中一貫教育標準カリキュラムは第2版を発行し、これにより全教科における標準カリキュラムが整った。

本プログラムの事業については、その目的を再確認し、取組などを精選しつつ校種間連携を更に充実していくことが求められている。

学校魅力アッププログラム

学校魅力アッププログラムでは、「顔の見える学校園づくりの推進」や「心のふるさとづくりの推進」、「学校評価システムの機能化」を主要事業構想として取り組んだ。

顔の見える学校園づくりの推進として、全ての学校園においてホームページや学校園通信などの情報発信を行っている。また、各学校園の特色ある取組は、実情に応じて、計画的・継続的に実施している。開かれた学校園づくりに関して、オープンスクールを年間5回以上実施している学校は、49%（平成22年度）から65%（平成25年度）へと増加している。

心のふるさとづくりの推進として、スクールカウンセラーを中学校35校、市立高等学校3校全てに配置している。小学校には10校（平成25年度）に配置し、平成22年度から2校増加している。不登校対策学生ボランティア、特別支援学生ボランティア、バイリンガル支援員、特別支援介助員、学校アシスタントの平成25年度の配置は、平成22年度より増員しており、学校園の現場を側面から支援している。生徒指導においては、平成21年度と平成24年度を比較すると、不登校者数、問題行動件数は減少しているが、いじめ認知件数は増加している。

学校評価システムの機能化として、自己評価及び学校関係者評価を全ての学校園で実施し、公開している。また、評価の結果を学校園の運営に反映させているところである。

本プログラムの事業については、カウンセラーや関係機関などと更に連携を取りながら、魅力ある学校園づくりの推進を図ることが求められている。

学校サポートプログラム

学校サポートプログラムでは、「学校評議員制度の充実」や「地域連携活動の推進」、「学校支援者の登録・派遣」を主要事業構想として取り組んだ。

学校評議員制度の充実として、平成21年に改正した姫路市立学校評議員設置要綱に基づき、全ての学校園において学校評議員会を設置し、会議を開催している。

地域連携活動の推進として、トライやる・ウィーク推進事業は、地域の多くの事業所の協力を得ることができ、受入事業所が1,070か所（平成22年度）から1,178か所（平成25年度）へと増加している。

学校支援者の登録・派遣として、スクールヘルパーは、毎年16,000人以上の登録があり、平成25年度では16,613人のボランティア支援を受けている。また、校区街頭補導巡回参加人数は、10,089人（平成22年度）から15,972人（平成25年度）へと大幅に増加している。学校サポート・スクラムチームによる対応事案の状況は、27件118回（平成22年度）から109件214回（平成25年度）へと増加している。

本プログラムの事業については、今後も家庭や地域社会との連携を強化し、より多くの市民が、学校教育へ参画することが求められている。

次世代市民育成プログラム

次世代市民育成プログラムでは、「生き方を高め深める教育の推進」や「心身ともに健康な生活の主体的獲得」、「教育フォーラムの重層的開催」を主要事業構想として取り組んだ。

生き方を高め深める教育の推進として、新・中学校区群人権教育研修会事業、道徳教育研究推進事業、姉妹都市交歓交流事業など、それぞれの事業が計画的・継続的に実施できている。また、地域清掃活動など地域に貢献する活動を実施している学校や、弁論大会など人権感覚の高揚につながる自己啓発活動を実施している学校が増加している。

心身ともに健康な生活の主体的獲得として、各種運動競技大会の支援などにより、運動好きな子供を育てる取組を継続的に実施している。食物アレルギーを持つ児童生徒等に対しては、姫路市食物アレルギー対応マニュアルに基づき、各学校園において適切な取組を進めている。また、食育推進委員会事業の手作り朝ごはんコンテスト応募者数が、4,493点（平成22年度）から7,451点（平成25年度）へと増加している。

教育フォーラムの重層的開催として、ひめじ教育フォーラムを開催している。参加延べ人数は、1,250人（平成23年度）から846人（平成25年度）へと減少しているものの、アンケートによる参加者満足度は、4点満点中3.5点と高い評価を得ている。

本プログラムの事業については、今後も各種事業の目的を明確にし、家庭や地域社会とともに計画的に推進することが求められている。

第3章 姫路の教育の目指す姿

1 基本理念

本市教育の現状と課題などを踏まえ、姫路市総合計画の目指すべき都市像「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」の実現のため、「やさしさと信頼に満ちた 教育・福祉都市」の考えの下、次の基本理念に基づいて、姫路市の教育を推進する。

〔基本理念〕

ふるさと姫路の未来をひらく人づくり
～ 学び、つながり、高め合う教育を目指して ～

教育は、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりの営みである。先行きの不透明な時代である現在、経験したことのない困難な局面に出会っても、状況を的確に捉え、自ら考え判断し、主体的に行動できる自立した人間の育成が求められている。

姫路をふるさととして共有する一人一人の個人が、自他の生命を互いに尊重しながら、心豊かにたくましく生きていく力を育むことが、確かな未来を創造することにつながると信じている。未来とは、個人の未来であり、ふるさと姫路の未来であり、世界の未来でもある。自らの可能性をひらくことのできる人間は、地域社会にとって真に豊かな未来を創造する基盤となる。

つまり、自立した人間を目指して自ら学ぶこと、ふるさとの課題を協働によって創造的に解決していくことが、日本が抱えている少子高齢化、グローバル化、情報化などの課題に対応していく方策につながる。このため、本計画の基本理念を、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」と設定した。

また、基本理念の副題については、自立と協働の理念の実現に向けて、本市教育を推進する上でのコンセプトとして「学び」、「つながり」及び「高め合い」の三つの言葉を設定し、姫路の教育の方向性を示した。子供を含めた全ての個人が、生涯にわたって主体的に「学び」、育ちと学びの連続性、他者や社会との関係性などの「つながり」を大切にし、自立と協働の精神によってお互いに「高め合う」教育を重視するとの観点から、「学び、つながり、高め合う教育を目指して」とした。

2 目指す人間像

基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指していく。

〔目指す人間像〕

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける自立した人間
- ふるさとを愛し、地域の発展に主体的に貢献する人間
- 伝統や文化を尊重しつつ、グローバルな視点で国際社会を生きる人間

変化の激しい現代を生きるためには、それぞれの個性に応じながら、確かな学力や生きていく上での知恵、豊かな心や困難にくじけない忍耐力、健やかな体や健康に生活する力など、知・徳・体をバランス良く育成することが大切である。自らの人生を充実させるため、自分の夢や目標に向かって、子供から大人まで全ての人々が生涯にわたって学び続ける自立した人間の育成を目指す。

自らが育った地域の風土や自然などに愛着や誇りを持つことは、豊かな心や感性を育むために重要なことである。姫路で育った人、姫路で学ぶ人や姫路で学んだ人が、ふるさと姫路を大切に思い、その人の住む地域において、主体的に地域社会に貢献する人間の育成を目指す。

グローバル化、情報化によって国や地域の垣根がなくなる中、自国の伝統や文化を理解し、これを尊重できる自己を持つとともに、国や地域を越えて広く世界とのつながりを認識することが大切である。地球規模の幅広い視野と長い時間軸で物事を考えながら、身近なところから取り組むこと(Think globally, Act locally)により、国際社会の一員として生きる人間の育成を目指す。

3 基本目標

目指す人間像の実現のため、学校、家庭、地域社会が協働しながら、「学校教育の推進」、「生涯学習社会の実現」及び「文化の振興」ごとに基本的政策を設定し、それぞれに基本目標を定めて取り組む。

学校教育の推進

基本的政策1 魅力ある学校教育の推進

基本目標

- 教育創造プログラムに基づき、「生きる力」の要素としての「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」をバランス良く育成するために、子供の能力や可能性を伸ばす魅力ある学校教育を推進する。
- 学ぶ意欲を支える就学のための援助や奨学を推進するとともに、子供が安心して学べる教育環境づくりを促進する。

生涯学習社会の実現

基本的政策2 いきいきとした生涯学習社会の実現

基本目標

- 生涯学習社会の実現に向けて、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設の充実や人権教育の推進を図る。
- 心豊かでたくましい「姫路っ子」の育成を目指し、家庭における教育力の向上を図るとともに、青少年への様々な体験機会の提供や健全育成を促進する環境づくりなど、市民ぐるみで青少年の健全育成に努める。

文化の振興

基本的政策3 歴史文化の継承と市民文化の醸成

基本目標

- 世界文化遺産姫路城をはじめとする多彩な文化財の保存と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や歴史的文書の調査・研究と継承・活用により、姫路の歴史と文化を守り育てる。
- 博物館として教育機関でもあり文化拠点施設でもある美術館、文学館などの活動を通して、市民が様々な文化に触れ、学ぶことができる機会を充実する。

【基本理念】

ふるさと姫路の未来をひらく人づくり

～ 学び、つながり、高め合う教育を目指して ～

【目指す人間像】

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける自立した人間
- ふるさとを愛し、地域の発展に主体的に貢献する人間
- 伝統や文化を尊重しつつ、グローバルな視点で国際社会を生きる人間

自立

自立した人間を目指して
自ら学んでいく

協働

課題を協働によって創造的
に解決していく

〔基本的政策1〕

魅力ある
学校教育の推進

魅力ある姫路の教育創造
プログラムの推進

子供の学びを支える教育
環境整備の推進

〔基本的政策2〕

いきいきとした
生涯学習社会の実現

ライフステージに応じた
生涯学習の振興

市民ぐるみで行う青少年
健全育成の推進

〔基本的政策3〕

歴史文化の継承と
市民文化の醸成

産の保存と活用
地域に伝わる歴史文化遺

魅力ある市民文化の創造
と交流・発信

学 校

家 庭

地 域 社 会

連携・協力

第4章 基本的な計画

1 政策体系図

基本的政策1 魅力ある学校教育の推進

政策1 魅力ある姫路の教育創造プログラムの推進

- 1 人間力を身に付けた子供の育成
- 2 教職員の資質と実践的指導力の向上
- 3 組織としての学校力の向上
- 4 家庭・地域の教育力を生かした学校支援の推進

政策2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

- 1 安心して学べる環境づくりの推進
- 2 学びを支える経済的支援の充実

基本的政策2 いきいきとした生涯学習社会の実現

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

- 1 生涯学習支援体制の充実
- 2 多様な学習機会の充実
- 3 人権教育の推進

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

- 1 家庭の教育力の向上
- 2 青少年の交流と活動の促進
- 3 地域で見守る健全育成活動の推進

基本的政策3 歴史文化の継承と市民文化の醸成

政策5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

- 1 世界文化遺産姫路城の保存と活用
- 2 多彩な文化財の保存と活用
- 3 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

政策6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

- 1 新たな市民文化が育つ環境の充実
- 2 市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実

2 三つの基本的政策と六つの政策

基本的政策 1 魅力ある学校教育の推進

政策 1 魅力ある姫路の教育創造プログラムの推進

教育創造プログラムに基づき、教職員を支援し、子供の発育、発達の一貫性を重視した教育活動を展開することにより、魅力ある学校教育を創造するなど様々な成果を上げてきた。

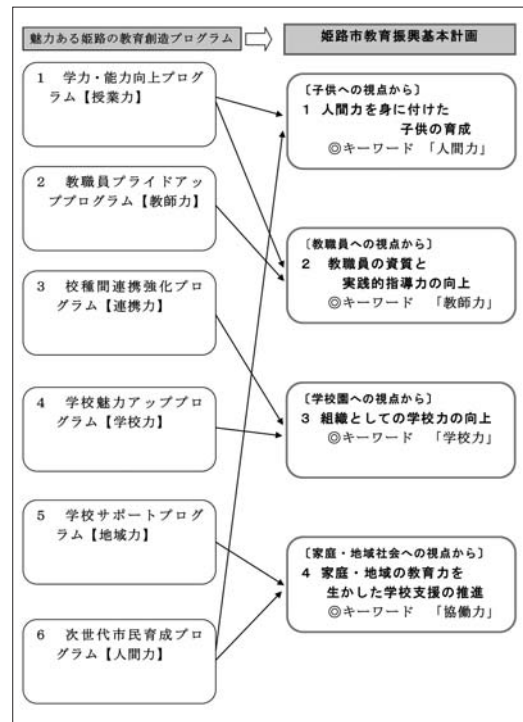
このたび、枠組みで事業を捉える教育創造プログラムの考え方を生かしながら、「子供」「教職員」「学校園」「家庭・地域社会」の四つの視点から、改めて六つのプログラムや事業を整理した。これにより、何よりも子供を核として捉え、子供の学びに直接に関わる教職員、組織として子供を支える学校園、それらを取り巻く家庭・地域社会という枠組みの中で施策を整理し、この四つの視点で事業を推進する。

そこで、学力・能力向上プログラムや次世代市民育成プログラムの取組により、「人間力を身に付けた子供の育成」を図る。

また、「教職員の資質と実践的指導力の向上」として、総合教育センターにおける教育支援や教職員プライドアッププログラムによる市独自の研修並びに指導力サポートなどの支援を行う。

校種間連携強化プログラムや学校魅力アッププログラムの取組により、小中一貫教育の展開や就学前教育の充実など学校園間の連携とともに、学校園の持つ教育的機能などが高まるよう「組織としての学校力の向上」に努める。

学校サポートプログラムや教育フォーラムの開催などにより、「家庭・地域の教育力を生かした学校支援の推進」を図り、家庭や地域社会とともに健全な次代の担い手を育成する。



政策 2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

子供が安心して学校生活を送るためには、安全で質の高い教育環境の整備や学ぶ意欲を支える取組が重要である。

そこで、学校園の施設設備の整備や安全対策などにより、「安心して学べる環境づくりの推進」に努める。

「学びを支える経済的支援の充実」として、経済的理由により就学困難な者等を対象にした就学のための援助や支援などを行う。

基本的政策2 いきいきとした生涯学習社会の実現

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

生涯学習社会の実現に向けて、ライフステージに応じた自主的、自発的な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの意欲に応えるため、生涯学習関連施設を充実するとともに、多様な学習機会の提供に努める。さらに、多様化する人権課題に対応するため、市民一人一人の人権意識の高揚に向けて、あらゆる年齢層に応じた人権教育を推進する。

そこで、「生涯学習支援体制の充実」として、地域コミュニティの核としての機能が求められている公民館の活用方策を検討するとともに、美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館、水族館、姫路科学館、図書館などの生涯学習関連施設の充実を図る。

「多様な学習機会の充実」として、国際社会を生きる市民のニーズなどに応え、公民館等で開催する講座や図書館サービスの充実、放送大学の利用や生涯学習関連施設の活用などに取り組む。

また、「人権教育の推進」として、校区人権教育や住民交流学習などを通して、人権課題の解決に向けた意欲や態度を育成するとともに、人権ポスターや人権作品集の配付により啓発活動を推進する。

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

青少年の育成については、基本的な生活習慣や生活能力を身に付ける場である家庭の役割が重要であることから、家庭における教育力の向上を図る。また、社会教育において、青少年が自ら学び積極的に社会参加するための様々な体験機会の提供や、地域社会との積極的な関わりへの支援など、健全育成を促進する環境づくりに努める。

そこで、「家庭の教育力の向上」として、子供の発達段階別に行う子育て教室、多くの保護者が集まる機会を活用した家庭教育講演会や子育てに関する相談体制の充実を図る。

「青少年の交流と活動の促進」として、青少年が活発な体験活動を行えるよう青少年センターの活動を促進するとともに、青少年団体の支援や野外活動センター、青少年キャンプ場、グリーンステーション鹿ヶ壺などの活用を図る。

また、「地域で見守る健全育成活動の推進」として、全市において、学校、家庭、地域社会が連携し、青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚に努める。

政策 5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

姫路市歴史文化基本構想に基づき、世界文化遺産姫路城をはじめ、本市に伝わる多彩な建造物、工芸品などの有形文化財や伝統行事、民俗芸能などの無形文化財を含む歴史文化遺産の保存と活用を図るとともに、埋蔵文化財の発掘と調査を行う。さらに、歴史的なまちなみの保全と活用を進める。

そこで、「世界文化遺産姫路城の保存と活用」として、世界文化遺産の資産である特別史跡指定区域については、特別史跡姫路城跡整備基本計画に基づき、本質的価値の保存と計画的な整備を進める。

本市の「多彩な文化財の保存と活用」として、文化財の保存とともに、埋蔵文化財センター等による学習機会の提供などにより、文化財の愛護意識の啓発に努める。

また、「伝統文化・歴史的文書の継承と活用」として、古くから守り伝えられている工芸技術や祭り、獅子舞等の伝統的行事など市民の自主的な文化伝承活動を支援する。また、本市の歴史を後世に引き継ぐため、市史の発刊を早期に完了させるとともに、貴重な歴史資料である古文書等の調査・研究を進め、良好な状態で保存・継承し、活用に努める。

政策 6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

地域への愛着や誇りを育む学術的取組、文化拠点施設での活動の促進、市民やまちづくり団体が主体となって行う多様な文化活動への支援を通して、市民が様々な文化に触れ、学ぶことができる機会を提供する。

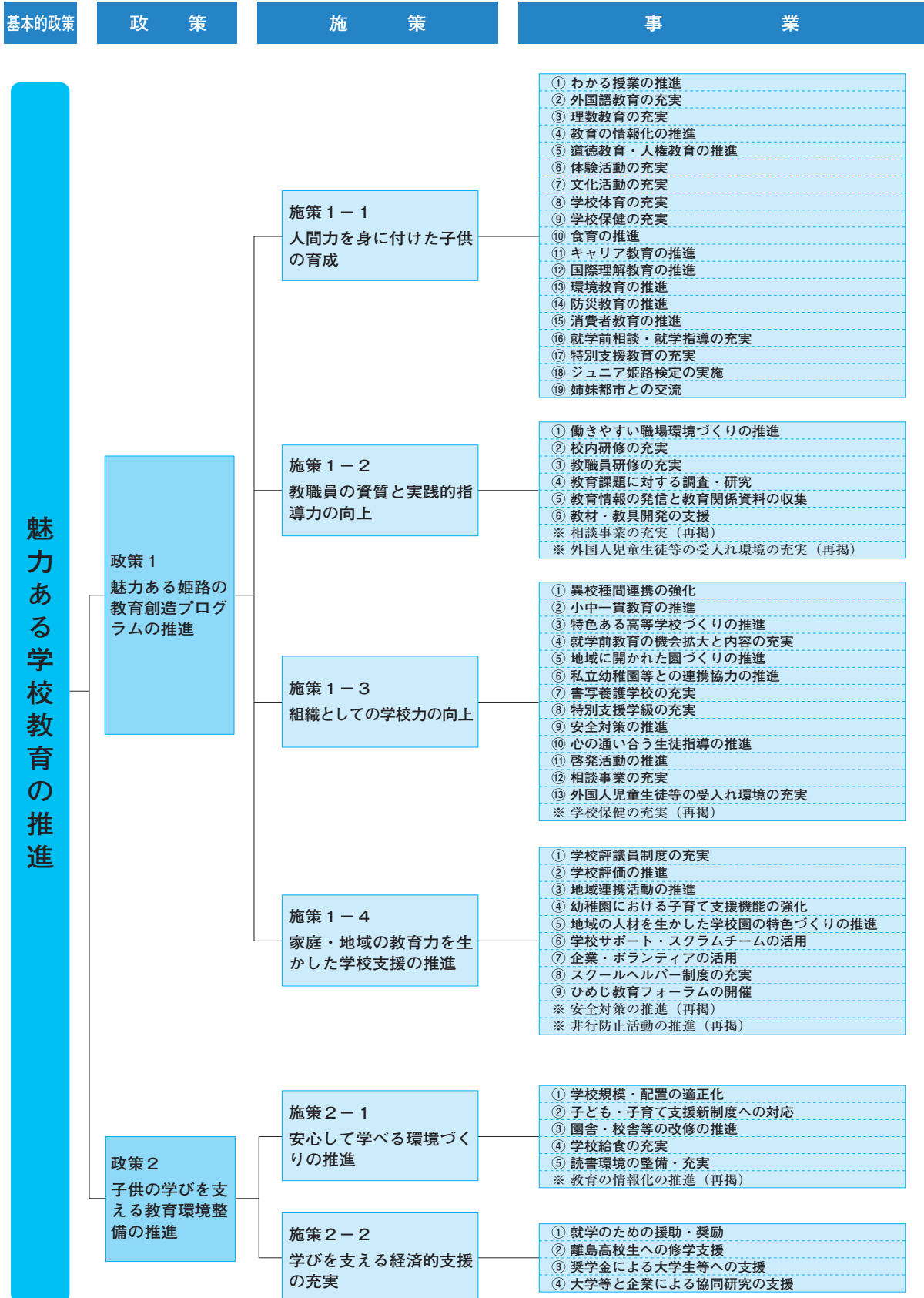
また、幅広い文化、芸術活動に取り組むことができる環境の充実に努め、個性ある文化の創造と発信を促進する。

そこで、「新たな市民文化が育つ環境の充実」として、和辻哲郎文化賞による顕彰や姫路市美術展の開催などにより、文化活動への意欲を高めるとともに、文化施設でのボランティア活動を通して、市民の生きがい推進を図る。

また、「市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実」として、姫路文学館で開催されているKOTOBAまつりなど、市民が文化活動の成果を発表・交流する機会を提供するとともに、美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館などの充実と活用の推進に取り組む。

第5章 今後5年間の具体的取組

1 計画体系図



いきいきとした生涯学習社会の実現

政策3
ライフステージに応じた生涯学習の振興

施策3-1
生涯学習支援体制の充実

- ① 生涯学習情報の提供
- ② 公民館サポーター等の養成
- ③ 生涯学習関連施設の整備

施策3-2
多様な学習機会の充実

- ① 公民館活動の充実
- ② 施設の社会教育特性を生かした活動の充実
- ③ 科学教育の充実
- ④ 図書館サービスの充実
- ⑤ 市民教養講座の充実
- ⑥ 放送大学サテライトスペースの利用促進
- ⑦ PTAコース活動の支援
- ⑧ 国内姉妹都市との交流の推進

施策3-3
人権教育の推進

- ① 校区人権教育・啓発の推進
- ② 住民交流学習の推進
- ③ 教育・研修団体への支援
- ④ 市民啓発の支援

政策4
市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

施策4-1
家庭の教育力の向上

- ① 子育て教室の充実
- ② 家庭教育に関する学習機会の充実
- ※ 相談事業の充実（再掲）

施策4-2
青少年の交流と活動の促進

- ① 青少年団体の育成と活動支援
- ② 野外活動の振興と施設の活用
- ③ 青少年センターの活用
- ④ 成人式の開催

施策4-3
地域で見守る健全育成活動の推進

- ① 青少年問題に関する啓発活動の推進
- ② 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実
- ③ 青少年健全育成市民大会の開催
- ④ 非行防止活動の推進

歴史文化の継承と市民文化の醸成

政策5
地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

施策5-1
世界文化遺産姫路城の保存と活用

- ① 姫路城跡整備基本構想の推進
- ② 姫路城跡石垣の保存整備
- ③ 石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承
- ④ 城郭に関する専門的な調査研究と情報発信
- ⑤ 世界文化遺産姫路城を拠点とした文化観光の推進

施策5-2
多彩な文化財の保存と活用

- ① 文化財の調査と保存
- ② 埋蔵文化財の発掘調査
- ③ 埋蔵文化財センターの充実
- ④ 文化財に関する情報発信
- ⑤ 古民家等を活用したまちなみ景観の形成
- ⑥ 文化財散策ルートの整備と活用
- ⑦ 歴史的・自然的観光資源の保存と活用

施策5-3
伝統文化・歴史的文書の継承と活用

- ① 文化伝承活動の振興
- ② 工芸技術の担い手の育成
- ③ 市史の編集と発行
- ④ 古文書類の保存と活用

政策6
魅力ある市民文化の創造と交流・発信

施策6-1
新たな市民文化が育つ環境の充実

- ① 芸術文化・学術研究活動の顕彰
- ② 芸術家の育成促進
- ③ 文化のボランティア活動の充実

施策6-2
市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実

- ① 市民参加・交流イベントの開催
- ② 文化発信拠点施設の活用

2 今後5年間の具体的取組

政策1 魅力ある姫路の教育創造プログラムの推進

◆ 施策1-1 ◆ 人間力を身に付けた子供の育成

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、生きる力を身に付けさせることにより自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、社会の形成者として役割を果たす総合的な「人間力」を身に付けた子供を育成する。

特別な支援が必要な子供への教育を充実するとともに、個に応じて「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」をバランス良く育成する。また、時代のニーズに対応する、キャリア教育、国際理解教育、環境教育、防災教育、消費者教育など現代的課題に関する教育を実施する。

1-1-① わかる授業の推進

確かな学力を育むために、地域や学校の実態及び子供一人一人の状況を的確に把握し、わかる授業の実践を推進する。

わかる授業の実践に当たっては、見通し・振り返り学習活動や言語活動を取り入れた授業づくりを進めるとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等の効果的な活用により、子供たちの興味・関心を高め、創意工夫に満ちた授業への改善を図る。また、新学習システムの有効活用を図り、個に応じたきめ細かな指導を充実させる。

さらに、学力の基礎となる国語力の育成を目指し、学力向上推進事業を実施する中で、古典や名文に親しんだり、新聞の活用（NIE）を取り入れたりするなど、言語活動の充実を図る。

1-1-② 外国語教育の充実

小・中・高等学校を通して、英語によるコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（ALT）など外部人材との連携促進や教員等の英語指導力向上のための研修等の開催により、指導の充実を図る。また、テレビ会議システムをはじめとしたICT機器の有効活用等により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。

1-1-③ 理数教育の充実

理科、算数・数学に対する興味・関心や知的好奇心を喚起するとともに、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせるため、体験的な学習活動や探究的な活動等の充実により、魅力ある授業づくりを推進する。また、外部人材や姫路科学館などを活用し、理科や算数・数学が好きな児童生徒の育成を図る。

1-1-④ 教育の情報化の推進

ICTを活用した質の高い教育環境を実現するため、教育の情報化の推進に寄与するネットワークシステムの整備及び機器の計画的更新を図る。また、ICTを活用した情報共有によるきめ細かな指導と校務の負担軽減の推進とともに、市立小・中学校に整備された協働学習用タブレット型パソコン等のICT機器の積極的な活用により授業改善を促進し、ICTを活用したわかる授業づくりの充実を図る。

さらに、児童生徒の情報活用能力を育成するため、全ての教科や総合的な学習の時間等においてICTを活用した教育活動を推進する。

1-1-⑤ 道徳教育・人権教育の推進

希望と勇気をもってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、平和を希求する心、正義感や公正さを重んじる心など、生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む基盤となる道徳教育や、自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育を推進する。

道徳教育においては、「道徳の時間」を要としつつ全教育活動を通して、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うために、子供の心に響く授業創造や道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、地域資料の開発及び活用などに対して、計画訪問等で支援を行う。

人権教育においては、全教育活動を通して確かな人権意識を培い、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への実践力を育てるとともに、教職員の人権意識の高揚を図り、子供の自立と共生の力を育むために「第2次姫路市新・中学校区群人権教育研修会」を実施し、人権教育の更なる充実に向けた支援を行う。

1-1-⑥ 体験活動の充実

集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的な触れ合いや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育むとともに、家庭や地域との連携や協働により、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等の人や社会と関わりを深める活動を実施することで、人間としての在り方や生き方を考え、自主性・社会性を養う。

また、市内の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施することで、体験と言葉を結び付けた保育や教育を推進し、子供の学習理解の深化を図る。

1-1-⑦ 文化活動の充実

学校園の実態に応じて、地域に残る伝統的な行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。また、芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。

さらに、児童生徒等の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。

1-1-⑧ 学校体育の充実

安全を確保しながら、運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。特に体力・運動能力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析などにより、地域や学校の実態を踏まえ、各校独自の体力向上1校1実践運動に取り組む。

1-1-⑨ 学校保健の充実

子供たちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、教科のみならず教育活動全体において健康教育を推進する。また、学校、家庭、地域の関係機関等の連携・協力による組織体制の強化を図るとともに、学校における保健管理を充実する。

1-1-⑩ 食育の推進

各学校における食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、児童生徒等の食生活調査や生きた教材としての学校給食の活用などにより、給食の時間を中心に、特別活動・各教科など学校教育活動全体を通して食育を推進する。

1-1-⑪ キャリア教育の推進

子供の発達段階に応じ、学校の教育活動全体において計画的・組織的なキャリア教育を展開することで、社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関わり方を理解できるようにするとともに、様々なものづくりの場の見学やトライやる・ウィークなどの体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。また、子供が将来の目標を持ち、その能力・適性や興味・関心等を生かし、主体的に進路を決定できる能力や態度を養う。

1-1-⑫ 国際理解教育の推進

日本人としてのアイデンティティや日本文化に対する深い理解の下、外国語指導助手(ALT)、海外生活の経験者及び海外姉妹都市等の子供との交流を図る。また、海外留学などを通して、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化理解の精神など国際的視野に立って主体的に行動することができる資質・能力を身に付け、多様な文化を持った人々と共に生きる態度を育成する。

1-1-⑬ 環境教育の推進

里山、田畑、水辺、地域の自然及びビオトープなどでの体験活動を通して、季節に応じて樹木やその周辺の生き物、草むらや池の生き物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、生命の大切さや自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育てる。

また、環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクル等の環境問題や環境保全について果たすべき責任と役割を理解させ、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動できる実践力を育む。

1-1-⑭ 防災教育の推進

自他の命を守る能力や共生の心を育むことをねらいとし、学校災害対応マニュアル作成指針で示している「各発達段階等における重点」が身に付くよう、全ての教育活動を通して、平素から減災の視点に立った教育を推進する。

1-1-⑮ 消費者教育の推進

インターネット等を通じた若い世代における消費者トラブルなどが増加していることから、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる児童生徒を育成するため、教科や特別活動等あらゆる学校教育活動を通して消費者教育を推進する。

1-1-⑯ 就学前相談・就学指導の充実

早期からの教育相談に努め、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画に基づく一貫した教育支援ができるようにする。

個別の支援が必要と考えられる幼児については、特別支援推進事業により、就学前教育の充実を図る。

1-1-⑰ 特別支援教育の充実

発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。加えて、インクルーシブ教育システムの構築に向け、合理的配慮と基礎的環境整備について検討を進める。

また、安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施するとともに、必要に応じて支援員を配置する。さらに、専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携を進め、個に応じた指導の充実を図る。

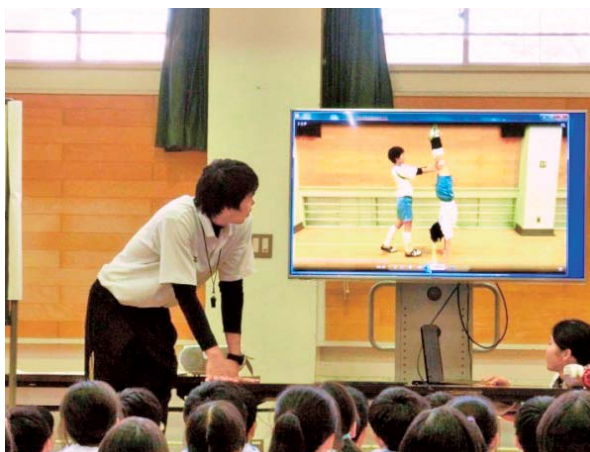
1-1-⑱ ジュニア姫路検定の実施

「姫路っ子」として身に付けておきたい知識や児童生徒等が興味関心を示す内容について、総合教育センターと市内各施設において検定を実施し、習得した知識や技能、体験を認定する。歴史、文化、科学、健康など多方面にわたって自身の能力を伸ばす動機付けにするとともに、ふるさと姫路を誇りに思う心を育む。

1-1-⑲ 姉妹都市との交流

姫路市と姉妹都市（松本市・鳥取市）の中学生が相互に訪問し交歓合宿を行うことにより、親睦を図り、友情を深め、交流の輪を広げる。夢を語り合う活動や海洋体験・野外炊飯等の自然体験活動、協力してスタンプを作り上げるグループ活動等を通して、互いの良さを認め合い、望ましい人間関係を築こうとする資質を育む。

また、高等学校において、海外姉妹都市（アデレード・フェニックス）へのホームステイや生徒の受入れなど、異文化体験を通して海外姉妹都市の人々との交流を深める。



ICT機器を活用した体育科授業



小学校における道徳授業

◆ 施策 1-2 ◆ 教職員の資質と実践的指導力の向上

「教師力」の向上を目指し、本市独自の研修体系により、教職員の資質や能力の伸長を図る。加えて、教員がより質の高い授業を行う実践的指導力を身に付けるため、教材開発の支援や指導技術、指導方法の助言などを行う。

また、勤務時間の適正化や教職員相互の協力・協働などにより、働きやすい職場環境づくりを推進する。

1-2-① 働きやすい職場環境づくりの推進

学校教育は教職員と児童生徒等の人間的な触れ合いを通して行われるものであるため、会議・学校行事等の縮減・精選や、校務・業務の効率化・IT化、データの共有化を推進し、教職員が児童生徒等とじっくりと向き合うことができる時間の確保につなげる。

また、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進める。

1-2-② 校内研修の充実

各学校園の研修担当者を対象に、校内研修の充実に向けた研修会を実施するとともに、先見性に富み、専門性の高い理論に裏付けられた教育実践を推進するため、兵庫教育大学と連携し、学校園に大学教員を派遣する。また、高い教育技術を持つ教職員や学識経験者をはじめ、理論的・実践的に優れた外部指導者を学校園に派遣し、授業構想など日々の授業改善のための取組を充実する。

1-2-③ 教職員研修の充実

子供の人格形成に深く関わる者として、豊かな人間性や、コミュニケーション能力等の資質・能力の向上を図る。また、教育の専門家として、社会の変化に的確に対応できる知識・技能を身に付けるとともに、児童生徒等や保護者、地域住民などの期待に応えられる実践的指導力の向上を支援する。

わかる授業の一層の推進に向け、小・中学校一貫したICT活用環境を積極的に利活用できるよう教員のICT活用指導能力の向上を図ることをねらいとして、大型ディスプレイや書画カメラ、タブレット型パソコンなどICT機器等の授業活用に関する研修や教育の情報化に関する研修を実施する。

1-2-④ 教育課題に対する調査・研究

市内教職員を教育研究員として委嘱し、今日的な教育課題の解決に向けた実証的研究を行う。各種研究大会等で成果を積極的に広報し、本市学校園における教育実践の改善に役立てるとともに、教育行政における施策立案の基礎資料とする。

1-2-⑤ 教育情報の発信と教育関係資料の収集

全国の教育機関発行の研究紀要、学習指導案、教育図書や雑誌など研究資料の収集、充実を図る。

教育情報交流展「姫路きょういくメッセ」を開催し、教職員間で優れた教育財産の共有化を図るとともに、学校園の取組を市民に広報することで、本市教育の更なる活性化を目指す。

1-2-⑥ 教材・教具開発の支援

創意工夫された教材・教具を展示する自作教材教具展や教材作成に有効なICT機器などのソフトの操作に関する研修講座を開催する。また、総合教育センター内に、教材・教具開発に必要な機器等を整備し、教職員の自由な発想に基づく教材開発環境の提供に努める。

※相談事業の充実（再掲 1-3-⑫）

※外国人児童生徒等の受入れ環境の充実（再掲 1-3-⑬）



タブレット型パソコンの活用研修



教育情報交流展「姫路きょういくメッセ」

◆施策1-3◆ 組織としての学校力の向上

「学校力」の向上を目指し、学校が組織として子供への教育に取り組むための支援を行う。

魅力ある学校づくりを一層進めるため、小中一貫教育をはじめ各校種間の連携を更に推進するとともに、相談体制の整備や支援員などの派遣により学校園の支援に努める。

1-3-① 異校種間連携の強化

義務教育を中心として、その前後の校種との積極的な連携を支援する体制を再構築する。保幼小連絡会の実施、小中一貫教育の推進、小高連携授業の充実、中高相互授業参観、オープンハイスクール等の実施などを通して、子供同士や教職員相互の連携を推進する。

1-3-② 小中一貫教育の推進

「姫路市の進める小中一貫教育」の冊子を活用し、目的を持った計画的、組織的、継続的な取組となるよう、各中学校ブロック及び全市的な研究体制を充実させる。九つの目標と27の指標を設定し、検証を進める。保護者や地域の人からの理解と協力が得られるよう、小中一貫教育推進期間（小中一貫ウィーク）を設定するなど、広報活動に努める。

1-3-③ 特色ある高等学校づくりの推進

各市立高等学校において、生徒の個性を尊重する多様で柔軟な高等学校教育を目指し、学びたいことが学べる魅力ある高等学校づくりを推進する。さらに、各校に設置する特色ある専門学科やコースを核にした高等学校の活性化や教育活動の充実を図る。

1-3-④ 就学前教育の機会拡大と内容の充実

姫路市幼稚園教育振興計画実施計画に基づき、幼稚園の集団規模の適正化を図るとともに、更なる機能の充実に向けて、数園において3歳児保育をモデル実施し、導入拡大に向けた検証を行う。

「姫路市幼児教育共通カリキュラム」及び「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」の活用を促進することで、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

1-3-⑤ 地域に開かれた園づくりの推進

幼稚園児親子や未就園児親子を対象として、地域の自然環境、施設、伝統文化、人材など、多様な教育資源を積極的に活用した様々な体験活動や交流活動の実施により、開かれた園づくりを行う。

1-3-⑥ 私立幼稚園等との連携協力の推進

就学前の子供たちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、合同研修や行事の相互参観、各小学校区での連絡会等を実施して、小学校教育の基盤となる幼児教育の充実を図る。

1-3-⑦ 書写養護学校の充実

医療的ケアシステムの構築により、安心して安全な学校生活を送ることができるようにするとともに、自然体験活動等による自立訓練の実施などを通して、社会的自立につながる教育の充実に努める。

1-3-⑧ 特別支援学級の充実

個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子供の教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、障害の種別に応じた学級の設置を進め、自立と社会参加に向けた教育を行う。また、特別に配慮の必要な子供に対し、学校アシスタントや特別支援介助員などの人的配置を含め、適切な支援の充実に努める。

1-3-⑨ 安全対策の推進

様々な学校災害に対して、児童生徒等の安全を確保するとともに、平素から災害の未然防止の取組や発生時の被害を最小限に抑える減災の視点に立った学校園の危機管理能力の向上を図る。防犯対策については、各学校園だけでの問題ではなく、近隣地域等との連携を含む地域全体での取組が重要であるため、関係機関等とも連携を図りながら推進する。

1-3-⑩ 心の通い合う生徒指導の推進

児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。また、現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指し、各学校における教育活動を推進する。

いじめ防止対策推進法により、国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめの問題の克服に向けて取り組む。

1-3-⑪ 啓発活動の推進

いじめ追放や仲間づくりをテーマとする児童生徒の主体的な活動を推進し、学校、家庭、地域社会で、いじめの問題等の課題を共有し、地域ぐるみで児童生徒を健全に育もうとする気運を高める。

1-3-⑫ 相談事業の充実

いじめや不登校、問題行動など多様化、複雑化する子供の教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。さらに、適応指導教室や発達障害等支援教室、生活改善教室などにより、子供の成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を行う。

また、学校園からの要望に基づき、不登校傾向や特別な支援を要する児童生徒等のために学生ボランティアを派遣し、児童生徒等の持つ課題に寄り添い、個別の支援を行うことにより、学校園生活への適応及び社会性の伸長を図る。

不登校傾向の児童生徒に対する心の居場所としてのメンタルスクエアの設置を進めるとともに、「心の専門家」として臨床心理士等を配置し、児童生徒や保護者などの心の相談にあたる。さらに、教職員のメンタルヘルス対策を充実し、心身ともに健康な教職員による魅力ある学校園づくりを支援する。また、教職員に対する研修を行い、児童生徒の内面理解に基づく生徒指導の推進を図る。

1-3-⑬ 外国人児童生徒等の受入れ環境の充実

外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる外国語が使えるバイリンガル支援員（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員等の配置・派遣による受入れ体制の整備を行う。さらに、教員の指導力向上のための研修会等を実施し、本市における多文化共生教育の充実を図る。

※学校保健の充実（再掲 1-1-⑨）



保幼小中運動会・体育大会



フェニックスセントラルハイスクールへの留学

◆施策1-4◆ 家庭・地域の教育力を生かした学校支援の推進

「協働力」の向上を目指し、学校評議員制度を核とした学校支援体制の強化を図るとともに、保護者・地域住民との交流やスクールヘルパー制度など、学校、家庭、地域社会の連携協力による取組を推進する。

また、地域の人材や専門機関などと連携した取組により、学校のみならず社会全体で子供を育てようとする意識の高揚を図る。

1-4-① 学校評議員制度の充実

学校園の教育活動に関して、定期的かつ積極的に学校評議員と意見交換を行い、学校園の教育目標や地域との連携の進め方などについて共通理解を図ることにより、特色ある学校園づくりを推進する。

また、学校評議員制度を核に地域における学校園教育への支援体制の強化を図る。

1-4-② 学校評価の推進

児童生徒等がより良い教育活動を享受できるよう、保護者や地域住民に対して適切に説明責任を果たし、共通理解に基づいて連携協力を進め、教育水準の向上と発展を図る。そのために、学校園の教育活動その他の学校園運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校園や設置者等が学校園の運営改善を図り、評価結果等を広く保護者や地域住民に公表していく。

1-4-③ 地域連携活動の推進

地域住民との交流を通して信頼関係を確立し、学校園の教育活動に関する支援を受け、学校、家庭、地域社会の連携協力による学校園づくりを進める。

また、オープンスクールや学校だより等の通信を活用して、積極的に学校園の情報を発信し、子供たちの教育活動に対する地域住民の当事者意識を高めるとともに、開かれた学校園づくりを推進する。

1-4-④ 幼稚園における子育て支援機能の強化

保護者に対して、相談に応じたり子育てに関する情報を提供したりするとともに、各園で「全国幼稚園ウィークinひめじ（オープンスクール）」を実施し、幼稚園教育を公開する。また、未就園児親子への幼稚園招待や園庭開放日を設け、地域の幼児教育センター的な機能を発揮する。

1-4-⑤ 地域の人材を生かした学校園の特色づくりの推進

子供の社会性や豊かな人間性を育成するため、教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、地域の人材を活用した体験活動や交流活動を行うことにより特色ある教育活動を実施している学校園を支援する。

1-4-⑥ 学校サポート・スクラムチームの活用

複雑な生徒指導上の事案やいじめの問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して適切に対応するとともに、早期の解決を図るため、弁護士、医師、臨床心理士、こども家庭センター、警察等の関係者からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に学校を支援する。

また、いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るとともに、個別の事案について対応する。

1-4-⑦ 企業・ボランティアの活用

企業や地域の人材を学校教育に取り入れ、体験活動や交流活動を行い、特色ある学校園づくりを推進する。そのために、学校と企業・地域とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「企業・地域が提供できる支援」とのマッチングを促進する。

1-4-⑧ スクールヘルパー制度の充実

地域住民の協力を得て、学校内への不審者侵入抑止対策を進め、学校内における子供の安全確保を図る。スクールガードの視点から、こども見守り隊やスクールガードリーダーとの連携強化を図るとともに、新規ボランティアを募る取組を推進する。

1-4-⑨ ひめじ教育フォーラムの開催

ひめじ教育フォーラムを年に1回開催し、学校教育と家庭教育の連携の在り方や地域と協働した子育てについて共通理念を確立し、子供の教育を社会全体で支援していこうとする気運を高める。

※安全対策の推進（再掲 1-3-⑨）

※非行防止活動の推進（再掲 4-3-④）

政策2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

◆ 施策2-1 ◆ 安心して学べる環境づくりの推進

教育上望ましい集団活動が実践できる環境を確保するため、学校園の規模や配置の適正化を図るとともに、子供が安心して学べる環境をつくるため、施設の改修や安全対策を講じる。

また、中学校給食の全員実施など学校給食の充実や読書環境等の整備に努める。

2-1-① 学校規模・配置の適正化

生活や学習集団としての望ましい教育環境を保つためには、一定の学校規模を保つことが重要であることから、過小規模校については、校区の見直しや統廃合も視野に入れた校区の再編を検討し、学校規模や配置の適正化を図る。

2-1-② 子ども・子育て支援新制度への対応

子ども・子育て支援新制度の導入に当たり、市立保育所と一体化を予定している市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への円滑な移行を進めるとともに、同一小学校区内に市立幼稚園と市立保育所がある場合は、施設整備に合わせて一体化を検討する。

2-1-③ 園舎・校舎等の改修の推進

学校施設の老朽化への対応や、多様化する教育内容や方法に対応した教育環境の整備を図るため、大規模改修事業を計画的に実施する。その一方で、地震発生時における児童生徒等の安全を確保するため、また、災害時における体育館の避難所機能の強化を図るため、吊り天井対策をはじめとする非構造部材耐震化事業に取り組む。

2-1-④ 学校給食の充実

学校給食を食育の「生きた教材」として、より一層の充実を図るため、地場産物の活用等の施策を推進していく。

今後の学校給食の在り方について、基本的な方向を示した「姫路市学校給食推進基本方針」（平成26年3月）に基づき策定した「姫路市中学校給食運用方針」（平成26年8月）に沿って、中学校給食の全員実施を推進する。

2-1-⑤ 読書環境の整備・充実

学校教育において、知識を広げ思考を深める読書活動を充実させるとともに、図書の継続的な整備や学校司書の配置など学校図書館の機能強化及び学級文庫の活用の推進等、子供を取り巻く読書環境を整えることで、本に親しみを持ち、自ら本に手を伸ばす子供の育成に努める。

※教育の情報化の推進（再掲 1-1-④）



小学校での給食の様子



学校図書館での読書活動

◆ 施策2-2 ◆ 学びを支える経済的支援の充実

経済的理由で就学困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助や本市独自の奨学金制度などにより学ぶ意欲のある学生を支援する。

地域の発展に資する知的資源である高等教育機関を活用するため、行政と大学等との連携や交流を深めるとともに、大学等と企業との協同研究を支援する。

2-2-① 就学のための援助・奨励

経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒等の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助する。

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて助成し、特別支援教育の普及奨励を図る。

2-2-② 離島高校生への修学支援

離島振興法（昭和28年法律第72号）の趣旨に基づき、生徒の修学の機会の確保に資するため、高等学校等が設置されていない離島に居住し、島外の高等学校などに通う生徒の同居の保護者で、生徒の通学に要する経費を負担する者に対し、定期航路の通学定期乗船券購入費の一部を補助する。

2-2-③ 奨学金による大学生等への支援

経済的な理由などにより就学が困難な大学生や海外からの留学生らに対し、現在、一般奨学金、連合婦人会奨学金、播戸奨学金、海外姉妹都市留学生奨学金、一般海外留学生奨学援助金の5種類の奨学金を給付している。今後も引き続き、就学を希望する学生を支援する。

2-2-④ 大学等と企業による協同研究の支援

市内の大学の学術研究の振興と中・西播磨の企業の技術の向上を促進するために、市内の大学等有する知的資源の活用を通じ、地元企業が単独では行い難い研究開発の実施を可能とし、企業の技術力と競争力の向上を図り、ひいては姫路発の産業技術の開発を目指すなど、地域の産業と経済の発展に資するため、大学等と企業との協同研究を支援する。

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

◆ 施策3-1 ◆ 生涯学習支援体制の充実

生涯学習社会を見据え、子供から高齢者まで市民の様々なライフステージでの生涯学習を振興するため、情報提供機能を向上するとともに、指導者の養成、生涯学習関連施設の整備や機能充実を進める。

3-1-① 生涯学習情報の提供

各公民館の教養講座や地域講座等の情報をホームページにより発信する。また、高齢者の利用が一番多いことも踏まえ、公民館だよりの各戸配布による従来からの方法と併用し、情報提供を行う。

3-1-② 公民館サポーター等の養成

地域住民参画型の館運営を推進するために、地域の実情や特性を考慮し、地域課題の解決や地域社会に貢献できる人材育成のための地域講座を実施し、公民館事業の企画運営等のリーダーやサポーターの養成を行う。

3-1-③ 生涯学習関連施設の整備

公民館については、地域住民の学習意欲を増進するとともに、より快適な学習機会の提供を行うため、築後25年を経過した公民館から計画的に施設のバリアフリー化、各種設備の更新等、利用者にやさしい改修を行う。また、夢前地域においては、旧市域と同様に、小学校区ごとに公民館を整備し、より地域に根ざした公民館活動を展開する。

美術館、姫路文学館、姫路科学館、城内図書館など生涯学習関連施設については、老朽化した建物・設備等を計画的に改修し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を図るとともに、施設にふさわしい展示環境の整備に努める。



公民館での国際交流体験

◆ 施策3-2 ◆ 多様な学習機会の充実

多様な学習機会を提供するため、公民館等で開催する各種講座や姫路科学館等各施設におけるその社会教育的特性を生かした活動を充実する。

図書館においては、情報源として図書館サービスを充実させるとともに、「姫路市子ども読書活動推進計画（第2次）」により、子供が自主的に読書活動を行うことができる適切な環境を提供する。

3-2-① 公民館活動の充実

地域の社会教育施設として、多世代にわたる学習機会を提供するとともに、地域に根ざしたコミュニティ施設として、地域の誰もが気軽に集い、交流できる場を提供するなど、より一層の公民館活動の充実を図る。

3-2-② 施設の社会教育特性を生かした活動の充実

水族館では、子供だけでなく大人も含め、生きものに親しむことを目的とした出前講座や観察会、工作教室、企画展のほか、機関誌や図録の発行、水族の生態調査及び保護増殖に取り組むなど生涯学習の場としての活用を図る。

姫路科学館では、ロボット関連事業として、市民協働による姫路ロボ・チャレンジ、ゴム・ワングランプリやロボット工作教室などを開催し、ものづくりの楽しさを発信し、入門から応用までステップアップを図ることができる環境を整える。また、自然史コレクション整理事業として、貴重な資料を適正に管理するとともに、教育や研究・展示などへの多面的な活用を図る。

3-2-③ 科学教育の充実

サイエンスエキスパート講座や自然系ジュニア学芸員講座では、基礎から応用まで連続した講座を開講することにより、将来につながる科学指向を誘導する。プラネタリウムでは、全天周デジタル映画の導入により、幼児や小学校低学年でも楽しみながら理解できる番組を投映することで、デジタル機能を生かした幅広い年齢層への生涯学習の場を提供する。

また、移動科学館・移動天文教室の実施及びプラネタリウムの学習利用を通じて、子供に多様な学習機会を提供し、科学への興味・関心を育てることができるよう学校の科学教育を補完する。学校との連携により、自然学校や体験推進事業、環境体験事業等における効果的・魅力的な学習の実現など姫路科学館の利用促進を図る。

3-2-④ 図書館サービスの充実

多様な生涯学習の拠点として、利便性向上のために図書館サービスの一層の充実を図る。「姫路市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、発達段階に応じた読書環境を整備するとともに、おはなし会など子供向け行事の開催や学校図書館との連携、地域・家庭への啓発事業を実施する。

3-2-⑤ 市民教養講座の充実

歴史豊かな播磨に住む私たちが先人の歩んだ道を探ることにより、これからの生き方を考えるとともに、学ぶ楽しさと潤いのある生活を得るための歴史講座を開催する。また、政治、社会、文化など様々な視点から現代を学ぶことにより現代社会に対する関心を深めるための現代社会講座を開催する。

3-2-⑥ 放送大学サテライトスペースの利用促進

市民の生涯学習意欲に応え、教育力向上に寄与するため、イーグレひめじ地下2階に設置されているサテライトスペースの運営に対し、継続的に支援を行う。

3-2-⑦ PTAコーラス活動の支援

PTAコーラスグループの健全な運営を通じて、生活音楽の普及及び市民文化の高揚を図るとともに、子育てで家庭の人間関係を広げ、地域におけるコミュニケーションづくりに寄与する。

3-2-⑧ 国内姉妹都市との交流の推進

姉妹都市交流の一環として、相互の公民館運営に生かしていくため、情報交換や課題解決の協議を行うなど、公民館関係職員の交流を深める。



姫路ロボ・チャレンジ大会



図書館でのおはなし会

◆ 施策3-3 ◆ 人権教育の推進

校区人権教育や住民交流学習などにより、学校、家庭、地域社会、職場を通じ、子供から大人までのあらゆる年齢層に人権教育を行い、市民一人一人の人権意識の高揚を図る。

3-3-① 校区人権教育・啓発の推進

「同和対策審議会答申」、「地域改善対策協議会意見具申」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や人権に関する法規等の趣旨を踏まえ、同和問題を重要な柱に人権尊重の意識の高揚を図り、人権という普遍的文化の創造を目指して、市内69小学校区を単位として、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動を推進する。

3-3-② 住民交流学習の推進

自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、一人一人の人権が尊重され、人と人が心豊かにつながる地域づくりのために、これまで養成してきた人権学習リーダーを活用しながら、参加体験型の学習活動や地域活動等を実施するなど、様々な人権問題について学習するための講座を開設し、日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成する。

3-3-③ 教育・研修団体への支援

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目的に、市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、自治会及び社会教育諸団体（PTA、子ども会等をいう。）並びに当該目的に賛同する企業及び各種団体をもって組織する全市的な活動をしている団体を支援する。

3-3-④ 市民啓発の支援

人権文化をすすめる市民運動推進月間や人権週間などの機会を利用し、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、啓発ビデオ（DVD）を貸し出したり、各学校園、自治会、公民館や図書館等公共施設に人権ポスターや人権作品集『生きる』等を配付したりして、啓発活動を支援する。

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

◆ 施策4-1 ◆ 家庭の教育力の向上

家庭での教育が、人格形成の行われる場のうちで最も基本的な、しかも最も大切な場であるとの認識の下、子供の発達段階別に、「あすなろ教室」「杉の子教室」「ふた葉教室」などの子育て教室を実施し、子育てについての学習機会を設けるとともに、保護者同士の情報交換や交流の場を提供する。

また、参観日やオープンスクールなどの機会を活用して家庭教育講演会を行うことにより、できるだけ多くの保護者に家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力向上を図る。

4-1-① 子育て教室の充実

子供の発達段階別に、「あすなろ教室」「杉の子教室」「ふた葉教室」の各教室を実施し、子育てやしつけについての学習や保護者同士の情報交換・交流の機会を提供する。

また、「父親教室親子ふれあい活動事業」を実施することにより、父親の積極的な子育て参加を目指す。

さらに、地域で活動する子育てグループや子育て支援グループを対象に、「お茶の間教室」を実施することにより、家庭の教育力向上を図る。

4-1-② 家庭教育に関する学習機会の充実

仕事で忙しい保護者や、悩みを抱え孤立しがちな保護者など、学習機会に参加しにくい保護者の状況を踏まえ、小・中学校の参観日やオープンスクール、保護者会などの多くの保護者が集まる機会を活用して家庭教育講演会を行い、家庭教育に関する学習機会を提供する。

※相談事業の充実（再掲 1-3-⑫）

◆ 施策4-2 ◆ 青少年の交流と活動の促進

心豊かでたくましい「姫路っ子」の育成を目指し、青少年が活発な体験活動を行えるよう、子ども会等の青少年団体の育成、少年団体指導者の養成、青少年体験活動の実施を進めるとともに、活動の場となる野外活動センターやキャンプ場などの運営、整備を推進し、健全な野外活動を促進する。

また、青少年の交流と活動を支援し、健全な育成を図るため、青少年センターにおける自主活動の在り方や施設の効果的な活用方法を検討するとともに、活動に関する情報発信に努める。

さらに、自覚と責任ある大人として次代を担う新成人の活躍を期待して、成人式を開催する。

4-2-① 青少年団体の育成と活動支援

青少年教育の振興に資するため、青少年団体の健全な育成及び活動支援を図る。

活動の支援として補助金を交付するとともに、各少年団体に必要な指導技術を身に付けるための少年団体指導者研修会を開催する。

4-2-② 野外活動の振興と施設の活用

青少年の健全な野外活動を促進するため、野外活動センター、青少年キャンプ場及びグリーンステーション鹿ヶ壺について、老朽化した建物・設備等を計画的に更新し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を図ることで、活動の振興に寄与する。

4-2-③ 青少年センターの活用

青少年運営委員会とともに、「アティーズフェスティバル」や「はるかぜステージ」の開催並びにセンター内での自主事業を実施する。

また、青少年センター及び地域の青少年団体で活動する青少年リーダーの養成と資質の向上を図るため、青少年リーダー研修会を開催するなど、青少年の交流と活動を支援する。

4-2-④ 成人式の開催

人生の中で大きな節目となる成人のお祝いと、自覚と責任ある大人として次代を担う新成人のより一層の活躍を期待して、毎年成人の日に式典を開催する。参画型の式典にするため、新成人代表による企画コーナーの運営を引き続き行う。

◆ 施策4-3 ◆ 地域で見守る健全育成活動の推進

社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などとの連携により、啓発活動をはじめ適切な対応に努める。

また、全市において青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚を図るため、家庭、学校、関係機関等が連携し、青少年の育成に悪影響を及ぼす社会環境の改善を図る。さらに、補導活動や非行防止啓発活動などの地域で見守る健全育成活動を推進する。

4-3-① 青少年問題に関する啓発活動の推進

社会環境の変化に大きく影響を受ける青少年の様々な問題について、姫路市青少年問題協議会などとの連携により、啓発活動をはじめ適切な対応に努める。

4-3-② 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実

全市において青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚を図るため、地域で見守る健全育成活動を推進する。実践活動事業として、少年の主張弁論大会を開催するとともに、地域住民によるチラシ、ティッシュ等の配布など啓発活動を行う。

4-3-③ 青少年健全育成市民大会の開催

姫路市の次代を担うところ豊かでたくましい活力ある青少年を育成することを目的として、地域ぐるみでの青少年の健全育成と非行防止の意識の高揚のため、青少年健育運動を実施する。青少年健全育成市民大会において、市民ぐるみでの青少年健育運動のより一層の充実を図る。

また、青少年の健全育成と非行防止に向けて活動を行っている各青少年団体の永年指導者及び青少年育成者に対し、その功績をたたえる。

4-3-④ 非行防止活動の推進

青少年の非行や問題行動の未然防止に向けて、補導活動を推進するとともに、ネットトラブル対策講座、薬物乱用防止教室や姫路市非行防止大会などの開催、白ポストの設置による環境浄化活動等に取り組みながら、関係機関とも連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る。

政策5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

◆ 施策5-1 ◆ 世界文化遺産姫路城の保存と活用

姫路城跡を未来に引き継いでいくため、特別史跡指定区域については、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、世界文化遺産姫路城の本質的価値を保護しながら計画的に整備する。石垣等についても、計画的な保存修理を行うとともに、石積み、漆喰塗りなど保存修理に必要な技術の伝承に努める。

また、市民の「ふるさと姫路」への誇りを高めていくため、日本城郭研究センターにおける専門的な調査や研究成果の公開などにより、姫路城の魅力を広く国内外に発信する。あわせて、フォーラム等の実施により、世界文化遺産姫路城の保存と活用について考える契機とする。

5-1-① 姫路城跡整備基本構想の推進

「特別史跡姫路城跡整備基本構想」を基本理念として策定した「特別史跡姫路城跡整備基本計画」に基づき、世界文化遺産姫路城の保存と活用に取り組むことにより、その価値を未来に引き継いでいく。

世界文化遺産の資産（特別史跡指定区域）における保存管理、整備活用を適切に進めるため、整備基本計画中の保存管理計画（現状変更等の指針）に基づき、国・県とも連携して現状変更等に係る調整と協議を進めるとともに、現状変更等許可申請に対する指導助言を行う。

整備基本計画に基づき、世界文化遺産姫路城の本質的価値を維持しつつ活用するため、関係課と連携しながら、姫路城跡の管理についての指導助言を行うとともに、適切な施設整備検討について調整と協議を進める。

世界文化遺産バッファゾーンの景観保全について、関係課との連携に努める。

5-1-② 姫路城跡石垣の保存整備

特別史跡姫路城跡の石垣を計画的に保存整備し、未来に継承する。

5-1-③ 石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承

姫路城の修復・保存等を行うために、石積みや漆喰塗りなど不可欠な伝統技術である「匠の技」の保存と継承の取組を推進し、支援する。

5-1-④ 城郭に関する専門的な調査研究と情報発信

これまで行ってきた城郭に関する調査研究の成果を公表し、その情報を一般に提供する。また、姫路城や地域の歴史を学習するなど、城郭を中心に市民の歴史への関心の高まりを支援する。

5-1-⑤ 世界文化遺産姫路城を拠点とした文化観光の推進

姫路城跡を中心とした歴史的まちなみや建造物のほか有形無形の歴史文化遺産について、観光部門などと連携を図りながら文化観光への活用を推進する。

世界遺産や姫路城跡の保存と活用について考える契機とするため、関係課とも連携しながら、広く市民を対象にしたフォーラムやイベントを実施するほか、児童生徒等を対象にした自主研究や自由作品募集などのイベントを実施する。

関係課の実施する姫路城跡を生かしたイベントや観光交流事業などについて、文化観光推進の観点から学術的指導と助言を行う。



空から見た世界文化遺産姫路城



石垣整備に関する現地説明会

◆ 施策5-2 ◆ 多彩な文化財の保存と活用

多彩な文化財を保存し、その価値を伝えるとともに活用するため、文化財について調査と保存に取り組む。また、埋蔵文化財センターにおける企画展、体験学習などの開催により学習機会を提供するとともに、刊行物やホームページによる積極的な情報発信を通して文化財への愛護意識の啓発に努める。さらに、文化財散策ルートの整備、地域における歴史的なまちなみの保全と再生への計画的な取組などを推進する。

5-2-① 文化財の調査と保存

地域に伝わる無形民俗文化財や史跡などの郷土文化財の保存団体が行う文化財保存活動事業に対し補助金を交付し、事業の継続と活性化を促す。

市の所有管理する史跡の環境を良好に保ち、地元住民や来訪者の史跡に対する理解や関心を深め、次世代への保存継承を推進する。

市内に伝わる歴史文化遺産の中から、特に重要で保存措置が必要と判断されるものを姫路市指定文化財に指定し、その保護と継承に努める。さらに、市指定文化財について、全国的な価値付けなどを勘案しながら、国・県指定について関係機関と検討協議する。

地域に伝わる歴史文化遺産についても機会を捉えて調査し、記録を整備するとともに、地域の保存活動に対して指導助言を行う。

5-2-② 埋蔵文化財の発掘調査

国の補助（国宝重要文化財等保存整備費補助金）の活用により、分布調査や試掘調査・確認調査等を行い、市内の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の内容や規模を確認する。

5-2-③ 埋蔵文化財センターの充実

埋蔵文化財や遺跡への関心を育て理解を深めるため、出土品等の整理や調査研究を進めるとともに、その成果に基づいて、企画展示、史跡見学会や講演会等を行う。

保存修理が完了した宮山古墳出土品（重要文化財）を中心とする特別展の開催をはじめ、埋蔵文化財センター開館10周年記念事業など多面的な事業の展開に努める。

5-2-④ 文化財に関する情報発信

市内に伝わる様々な文化財の情報を広く内外に発信することで、市民の文化財保護と継承への意識を高めるとともに、地域文化財の掘り起こしと文化観光への情報提供を行う。

文化財調査の成果などに基づき、様々なテーマで歴史文化遺産を紹介する冊子「文化財見学シリーズ」を編集発行し、無料配布する。

ホームページ上に姫路市内の指定文化財一覧（姫路市・兵庫県・国指定）を掲載するほか、「文化財見学シリーズ」や「文化財散策ルートマップ」などの文化財関係情報を掲載する。

市内の指定文化財や地域ごとの歴史文化遺産を紹介した「姫路の文化財」を一般に販売する。

5-2-⑤ 古民家等を活用したまちなみ景観の形成

指定文化財には至らないが、築後50年以上経過し、地域の景観に寄与している古民家などの建造物について、指定文化財制度よりも緩やかな保存活用が認められる国の登録文化財制度による登録を進め、所有者による保存継承と活用を促進する。

関係課や地域団体などと連携しながら、歴史的まちなみの保存活用について検討するとともに、三木家住宅をはじめとする市有の文化財建造物を拠点に地域団体などが実施する歴史文化や歴史的まちなみを生かした活動を支援する。

5-2-⑥ 文化財散策ルートの整備と活用

地域の歴史文化遺産を歩いて見学する際の目安とするため、地区別やテーマ別に「文化財散策ルートマップ」を制作して一般に配布するとともに、現地に地区別の文化財案内板を設置する。

地域に伝わる文化財や史跡等の歴史文化遺産を顕彰するとともに、見学の際の参考とするため、文化財説明板を設置する。

5-2-⑦ 歴史的・自然的観光資源の保存と活用

地域に伝わる文化財や史跡などの歴史文化遺産を顕彰するほか、地域の人々への理解と保存継承への意識の啓発のため、歴史的・自然的観光資源の保全と活用を行う。

地域に伝わる指定文化財以外の歴史文化遺産の顕彰を目的に、地元自治会などが設置する文化財顕彰サインに対して、その設置費用の一部を助成する。

地域の歴史や歴史文化遺産を説明する文化財ボランティアガイドの活動を支援し、地域と小・中学校との連携による文化財ジュニアボランティアガイドの育成に努める。

◆ 施策5-3 ◆ 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

市民により守り伝えられている祭りや獅子舞など各地域の伝統行事は、地域への愛着と誇りを育む貴重な文化資源であるため、こうした伝統行事を記録し、公開することで、市民の自主的な文化伝承活動を促進する。また、古くから守り伝えられてきた工芸技術についても、体験教室などの開催を通して、担い手の育成を支援する。

本市の歴史を集成し後世に引き継ぐため、市史については、未発刊部分の早期発刊を目指し、引き続き編さんを行う。あわせて、貴重な歴史資料として本市が有する古文書類や歴史的価値を有する資料を良好な状態で保存するよう努め、歴史的文書の継承と活用を図る。

5-3-① 文化伝承活動の振興

地域に伝わる民俗行事や伝統芸能を動画で収録し、ビデオディスクやインターネットなどを活用して一般への公開に努めることで地域における民俗行事の伝承、再興への契機とするとともに、多彩な地域の伝統文化を広くアピールする。

地域が主体となって実施する伝統文化や伝統芸能伝承のための体験教室事業などへの支援に努める。

また、書写の里・美術工芸館において、地域に伝わる美術、工芸及び民芸に関する伝承文化を継承するため、幅広い世代を対象とした資料の展示及び体験等による伝承活動を推進する。

具体的には、展覧会に付随した匠の技の実演や姫路の工芸品の展示をし、伝統工芸への関心を深めるとともに、はりこやこまの絵付け体験ができる場を拡張し、伝統工芸に関する体験教室の充実を図る。

5-3-② 工芸技術の担い手の育成

姫路はりこや姫路こま、姫山人形の職人による制作実演を定期的に行う中で、研修生の参加を積極的に受け入れ、熟練した技術を習得し、次代に伝えていく後継者の育成に取り組む。

5-3-③ 市史の編集と発刊

姫路市史は、本市の歴史を体系的に後世に引き継ぐため、全16巻23冊の計画で発刊を進めている。

発刊計画に基づき、未発刊部分の早期刊行を目指し、原稿執筆を担当している編集専門委員及び特別執筆委員とのスケジュール管理を徹底するとともに、連絡・調整を密にとりながら引き続き編さんを行う。

5-3-④ 古文書類の保存と活用

調査・研究を進めるための基礎的資料となる古文書など歴史的文書を収集・保存し、市民の利用に供するとともに、その成果を公開する。

姫路市史の編さんのために収集・整理した歴史的文書（古文書類等）は、良好な状態で保存するための^{くんじょう}燻蒸処理を行い、防カビ（殺菌）や防虫（殺卵）を進めるとともに、マイクロフィルム化された資料は経年劣化が進行するので、デジタルデータ化を実施し、後世に残していく。



姫路はりこ教室



歴史的文書のデジタルデータ化

政策6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

◆ 施策6-1 ◆ 新たな市民文化が育つ環境の充実

新たな市民文化が育つ環境を充実するため、和辻哲郎文化賞により優れた功績を挙げた研究者等を顕彰し、市民の文化水準の向上を図る。また、姫路市美術展などを充実することにより、若手芸術家等に発表の機会を提供し、活動への意欲を高める。さらに、文化施設でのボランティア活動を通して、市民の生きがい推進を図る。

6-1-① 芸術文化・学術研究活動の顕彰

姫路出身の哲学者和辻哲郎の学問的業績を顕彰し、その今日的意義を国の内外にわたって探るとともに、研究者の育成かつ市民の文化水準の向上に努め、本市の文化発信に寄与する和辻哲郎文化賞により、学術研究活動の顕彰を行う。

6-1-② 芸術家の育成促進

姫路市美術展を開催し、姫路市を中心とした全国から作品の公募を行い、入賞・入選作品を展示する展覧会を開催することにより、芸術家を目指す人々に作品発表の機会を提供し、活動への意欲を高める。

6-1-③ 文化のボランティア活動の充実

美術館における展覧会の案内発送や館内案内等のスタッフ業務、姫路文学館における常設展ガイドや特別展での読み聞かせなど、ボランティア活動を通して、市民等の幅広い世代の交流や文化活動への参加による生きがい推進を図る。



読み聞かせボランティアガイド

交流と発信による市民文化の一層の醸成を図るため、市民参加の交流イベントであるKOTOBAまつりなどを通して、市民が文化活動の成果を発表し、市民と市民、市民と芸術家が相互に交流する機会を提供する。

美術館、姫路文学館、書写の里・美術工芸館の博物館的施設については、市民文化の発信拠点としての機能を強化するため、特別企画展などの展示内容や参加体験型教室などのイベントの充実を図るとともに、学芸員による連続講座の実施などにより専門的知識や技能を持った人材の育成に努める。

6-2-① 市民参加・交流イベントの開催

姫路文学館において、幅広い年代層に文芸や言葉と触れ合う機会を提供するため、市民参加の交流イベントとして、「KOTOBAまつり」や「司馬遼太郎メモリアル・デー」などを実施する。

6-2-② 文化発信拠点施設の活用

市民文化の発信拠点として、各施設においてポスター・チラシや広報紙などにより市民への周知を図るとともに、施設の機能強化に努めていく。

姫路文学館においては、展示リニューアルに着手し、施設の充実を図る。

書写の里・美術工芸館においては、郷土ゆかりの美術、工芸及び民芸に関する市民の認識を深め、創造性豊かな市民文化の高揚を図るために、幅広い年代層を対象に特別展や企画展、連続講座などを開催し、展示解説会や展覧会関連イベントを充実させる。また、学校園との連携を図り、教育学習支援を行う。

美術館においては、市民が美術に親しむとともに、美術文化の高揚を図るため、特別企画展、コレクションギャラリー等を開催するほか、学校連携展及び市民美術塾を開催することにより、市民に多様な芸術鑑賞の機会を提供する。

また、各施設は、出前講座などを通して、幅広い学習機会を提供する。



KOTOBAまつり 「百人一首大会」

第6章 計画の推進

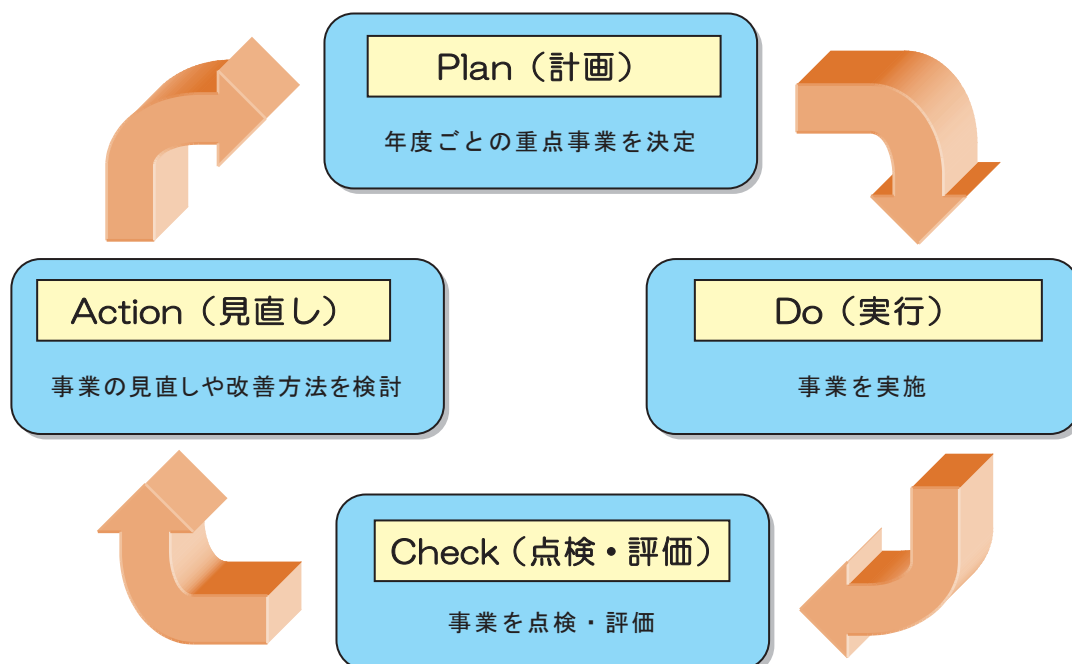
1 計画の推進

- 計画に位置付けた事業については、関係機関などとの連携を図りながら、担当課が主体となって計画を進行管理し、推進していく。
- 総合教育会議や姫路市総合計画などで方針が示された場合は柔軟に対応する。

2 計画の点検及び評価

- 計画に位置付けた事業の内容については、冊子「姫路市の教育」において報告する。「姫路市の教育」は、姫路市ホームページ上に公表するとともに、市政情報センターや各図書館などに配架する。
- 計画に位置付けた事業の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において行い、姫路市ホームページ上に公表する。

姫路市教育振興基本計画に基づき、担当課が主体となって事業を実施する。毎年度、PDCA サイクルに基づく見直しを行い、次年度の事業に反映させる。



資 料

用語説明

用 語	頁	説 明
-----	---	-----

あ行

愛護育成会	P51	主に非行化防止活動の展開を図るため、本市の中学校区ごとに設置される組織。各校区間の情報交換と連携を密にし、校区内の関係団体の積極的な理解と協力を得て、地域における青少年の健全育成活動の強化を図っている。
ICT	P30	Information and Communication Technologyの略語。情報や通信に関する技術の総称。国内では、従来ITと称されていたが、近年はCommunication（通信）を含めたICTの呼称が使われる。
インクルーシブ教育システム	P34	人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が精神的及び身体的能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み
ALT	P30	Assistant Language Teacherの略語。児童生徒が英語で積極的にコミュニケーションをとったり、外国の文化や習慣、考え方などを学んだりするための外国語指導助手
NIE	P30	Newspaper in Educationの略語。学校などで新聞を教材として活用したり、新聞作りを行ったり、メディア・リテラシーを学んだりする活動の総称
オープンスクール	P18	「開かれた学校づくり」を推進するための取組の一つ。授業をはじめ給食や掃除、部活動など、学校の教育活動を保護者や地域住民に公開し、学校教育への理解の深まりを目指す。

か行

学校災害対応マニュアル作成指針	P33	平成25年2月に策定された本市の学校災害対応マニュアル作成指針。事業継続（BCM）の考え方を取り入れ、災害の発生を前提とし、学校災害が起こったときの対応などについてまとめている。
学校サポート・スクラムチーム	P19	保護者からの一方的な批判や要求、いじめ、体罰問題等複雑な生徒指導上の事案に対して、弁護士、医師、臨床心理士で構成される専門委員と、こども家庭センターや警察等の関係機関が組織的、総合的に学校を支援する仕組み
学校評価	P18	各学校が自らの教育活動の課題や成果を点検すること。教職員、保護者、地域住民、自治体などの関係者が、学校運営や教育活動の課題を見つけ、共通理解を図りながら、協力してより良い学校づくりを進めていくために行われる。「学校自己評価」「学校関係者評価」のほかに、学校と直接関係を有しない専門家による「第三者評価」がある。
学校評議員	P19	地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた制度。学校評議員は校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱し、様々な教育活動に助言を行う。
学校力	P16	1970年代のOECDの会議で取り上げられた言葉。学校力の高い学校とは「質の高い教育活動を展開して、児童生徒への質の高い教育効果を上げている学校」と定義
キャリア教育	P32	職場体験、インターンシップ、ボランティア活動、職業調べなどを通して、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育て、自らの進路や生き方について主体的に向き合う力を高めることをねらいとする教育
教育基本法	P2	日本の教育に関する根本を規定する法律で平成18年12月に約60年ぶりに改正。教育に関する様々な法令の運用や解釈の基準となる性格を持っている。
教育再生実行会議	P4	第二次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関。平成25年1月に発足
教育振興基本計画	P2	教育基本法で策定が義務付けられた計画。教育基本法に示された教育理念の具体的実現に向けて、国においては今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、5年間に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するための計画
教師力	P16	①子供理解力、児童・生徒指導力、②学級づくりの力、③学習指導、授業づくりの力、④同僚性の確かさ、⑤人格的資質、など教師に求められる力
協働力	P25	協力して働くこと。複数の主体が目標を共有し、協力しながら活動を推進する力
健全育成活動	P26	中学生などの心身ともに健全な発達を願い、よりよき社会の形成者になることを期待して行われる事業。少年の主張（ブロック別弁論大会・中央大会）、健全育成ポスターの制作と配布、地域住民による啓発活動などを行っている。
KOTOBAまつり	P27	様々な角度から文学に親しむことを目的とした姫路文学館が実施するイベント。百人一首大会や作家による講演会、詩と音楽のコラボレーションなど、言葉との関わりにスポットを当てながら、毎年リレー形式で実施している。
子ども・子育て支援新制度	P42	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度

さ行

小中一貫教育	P18	小・中学校で行われている教育課程を調整し、一貫性のある指導の実現を目指す教育。本市では①小中共通の教育目標の設定、②9年間を見通した一貫した指導、③小中教職員による協働実践、の三要素を満たした教育活動と定義している。
小中一貫教育標準カリキュラム	P18	小中一貫教育導入に向けて作成した市独自のカリキュラム。義務教育9年間で前期4年・中期3年・後期2年で区分し、児童生徒の発達段階に応じた学びの連続性、系統性を確保するためのポイントを明記している。
食育	P32	生活や健康の基本である食生活に関する教育。食べ物のバランスよい摂取方法や、食品の選び方、食卓、食器といった食環境を整える方法、食に関する文化など、広い視野から食について教育すること
新学習システム	P30	平成13年度から始まった兵庫県の実施。新学習システム推進員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫・改善を目指したシステム

用 語	頁	説 明
スクールヘルパー	P19	平成16年度に始まった市独自の地域ボランティア制度。学校職員と力を合わせ不審者から児童を守り、安全で楽しい学校生活を送れるよう組織的な取組を行っている。
総合教育会議	P60	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月公布）」により、平成27年4月から施行される会議。地方公共団体の長が招集し、教育行政の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行う。
総合教育センター	P17	平成22年度に開設された本市の教育施設の名称。教職員の資質向上に係る研修及び諸事業を企画、実施するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒等及びその保護者への総合的教育支援を行う。

た行

多文化共生	P39	国籍、言語、文化などの違いを互いに尊重する考え方。地域に溶け込もうとする外国人の努力とともに、住民が外国人を地域社会の一員と認め、触れ合い、協力し合うことを大切にしようとする考え方
地域コミュニティ	P26	地域住民が生活している場所。住民相互の交流が行われている地域、住民の集団
中央教育審議会	P 4	教育・学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議する文部科学大臣の諮問機関
特別活動	P32	学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学校）、学校行事など、教育課程における教育活動の一領域
特別支援教育	P34	従来の障害児教育の対象だけではなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握し、個々の能力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導を通じて必要な支援を行う教育
特別史跡姫路城跡整備基本計画	P27	平成23年3月に策定。「特別史跡姫路城跡整備基本構想」に基づき、特別史跡指定区域の現状変更等の基準、特別史跡姫路城跡及び世界文化遺産バッファゾーンの一体的な保存管理、整備活用及び景観誘導策などを具体的に示している。
特別史跡姫路城跡整備基本構想	P52	昭和61年4月に策定の基本構想を全面的に見直し、平成20年3月に策定。世界文化遺産姫路城を内曲輪、中曲輪、外曲輪及びバッファゾーンに分け、長期的な観点に立って、それぞれのエリアごとに保存継承、景観誘導、文化観光拠点としての周辺整備などの考えを示すことで姫路城跡の将来のあるべき姿を示している。

な行

人間力	P16	社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力
-----	-----	---

は行

姫路市学校給食推進基本方針	P42	平成26年3月に策定された本市の学校給食運営の基本的な方向を示した基本方針
姫路市子ども読書活動推進計画	P 3	平成16年6月に策定された本市の子供の読書活動を推進していくための計画。平成23年3月に第2次計画を策定
姫路市食物アレルギー対応マニュアル	P19	平成23年3月に策定された本市の食物アレルギー対応マニュアル。食物アレルギーを有する児童生徒等が、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、対応基準を定めたもの
姫路市総合計画 ふるさと・ひめじプラン2020	P 2	平成21年3月に策定された本市の総合計画。播磨の中核都市として成長を続ける姫路市の21世紀初頭における確かな道標となる新たな総合計画
姫路市幼児教育共通カリキュラム	P18	平成21年1月に策定された市独自のカリキュラム。就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、子供たちの「育ち」と「学び」の適時性と連続性を考慮し、4歳児から小学1年生までの3か年にわたって共通して指導すべきポイントをまとめたもの
姫路市幼稚園教育振興計画実施計画	P 6	平成19年9月に策定された本市の幼児教育の在り方を示した計画。市立幼稚園の統廃合や4歳児保育の導入など、社会の変化に対応できる幼児教育を総合的に展開するための具体的方策を示している。
姫路市歴史文化基本構想	P 3	平成24年3月に策定。文化財を単体としてではなく、周辺環境も含めて関連性を持った群として捉えて評価し、総合的に把握した歴史文化遺産の保存継承と地域づくりやまちおこしへの活用についての考え方を示している。
ひめじ保幼小連携教育カリキュラム	P37	平成23年12月に策定された市独自のカリキュラム。「姫路市幼児教育共通カリキュラム」の理念と内容を継承した上で、特に、就学直前の5歳児後半から小学校入学当初の接続期に焦点を当て、小1プロブレムの解消をはじめ、保育所・幼稚園から小学校へのより円滑な接続を目指して作成したカリキュラム
兵庫型教科担任制	P17	小学校第5・6学年において、学習指導や生活指導を一層充実させ、学力向上や小・中学校間の円滑な接続を図るため、教科担任制と少人数学習集団の編成を組み合わせる学習システム
文化芸術立国中期プラン	P 4	平成26年3月に文化庁が公表した中期プラン。2020年に日本が世界の文化芸術の交流のハブとなることを目標に掲げている。

ま行

魅力ある姫路の教育創造プログラム	P 2	平成20年12月に策定された学校教育に関する計画。教育改革に向け、学校教育を行政が下支えする制度や仕組みを再構築し、六つのプログラムの枠組みに事業構想を示し、事業を体系的に整理したもの
------------------	-----	--

ら行

歴史文化遺産	P23	地域文化を構成する多様な価値観を持つ歴史的・文化的・自然的遺産のこと。従来の文化財の考え方に代わる新しい概念。先人より育まれ現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動の成果や、それらが存在する環境を総合的に把握し、評価したもの
--------	-----	---

策定関連資料

1 姫路市教育振興基本計画審議会設置

平成26年6月26日～平成26年11月13日

2 委員名簿（敬称略、会長、副会長以外は五十音順、職名等は開催当時）

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	加治佐 哲 也	兵庫教育大学 学長
副会長	中 元 孝 迪	兵庫県立大学 特任教授・播磨学研究所 所長
	岩 崎 由 美	姫路市立豊富中学校 校長
	小 鳥 恵 美	姫路市立城の西公民館 館長
	米 谷 啓 和	公募
	高 井 恵 子	姫路市立飾磨幼稚園 園長
	田 上 則 之	姫路市立琴丘高等学校 校長
	田 中 種 男	姫路市連合自治会 副会長
	塚 田 真由美	公募
	原 俊 一	姫路市立青山小学校 校長
	藤 井 義 裕	姫路市立書写養護学校 校長
	増 尾 賢 一	姫路市連合PTA協議会 会長
	増 田 和 郎	神戸新聞社 姫路支社長
	村 上 慎 吾	連合兵庫姫路地域協議会 副議長
	吉 田 裕 康	姫路商工会議所 専務理事

3 策定経過

日 程	項 目
平成26年6月26日	第1回審議会（策定方針、姫路の教育の現状と課題 等）
7月23日	第2回審議会（姫路の教育の目指す姿、基本的な計画 等）
8月27日	第3回審議会（基本的な計画、素案 等）
9月9日～ 10月8日	市民意見募集（パブリック・コメント）の実施 〔25通124件〕
10月21日	第4回審議会（修正案 等）
11月13日	第5回審議会（答申）
平成27年1月14日	定例教育委員会（議決）

4 姫路市教育振興基本計画審議会規則

姫路市教育委員会規則第2号
平成26年3月26日

姫路市教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）第4条の規定に基づき、姫路市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

姫路市教育振興基本計画

平成27年 3月

発 行：姫路市教育委員会

担 当：姫路市教育委員会事務局教育総務部総務課

住 所：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

連 絡 先：TEL：079-221-2743 FAX：079-221-2749

E-mail：kyo-somu@city.himeji.hyogo.jp

U R L：http://www.city.himeji.lg.jp/s110/2212743.html

